

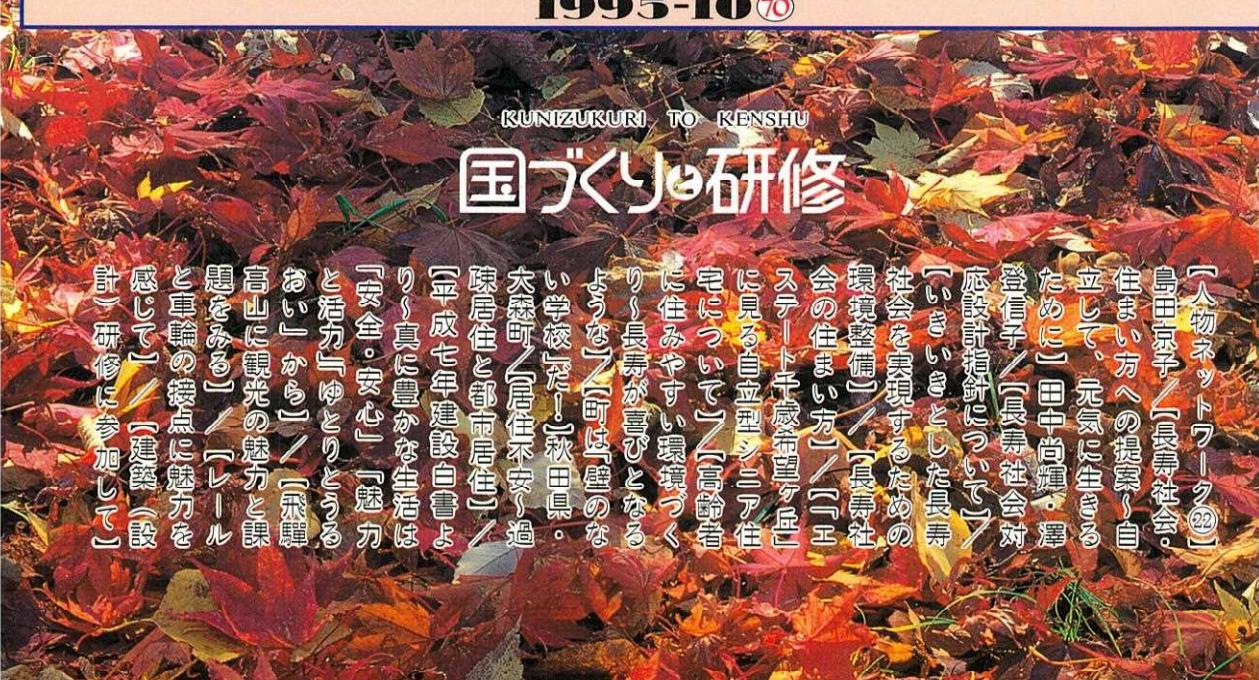
長寿社会の住まい方

1995-10 ⑩

KUNIZUKURI TO KENSHU

国づくりの研修

【人物ネットワーク②】
島田京子／「長寿社会。
住まい方への提案／自
立して、元気に生きる
ために」田中尚運・澤
登信子／「長寿社会対
応設計指針について」
「いきいきとした長寿
社会を表現するための
環境整備」／「長寿社
会の住まい方」／「エ
ステート千歳希望ヶ丘」
に見る自立型シニア住
宅について」／「高齢者
に住みやすい環境づく
り／長寿が喜びとなる
ような」（町は、壁のな
い学校だ！）秋田県・
大森町／（居住不安）過
疎居住と都市居住」／
〔平成七年建設白書よ
り〕「本当に豊かな生活は
『安全・安心』『魅力
と活力』ゆとりとうる
おい」から」／「飛驒
高山に観光の魅力と課
題を見る」／「レール
と車輪の接点に魅力を
感じて」／「建築（設
計）研修に参加して」



国づくりの研修

第70号 1995.10

時代の風を読む⑨	34
居住不安 ～過疎居住と都市居住～	
KEYWORD ⑩	44
平成7年版 建設白書より ～真に豊かな生活は、「安全・安心」「魅力と活力」 「ゆとりとうるおい」から～	
日本全国、各都市・地域ウォッチング⑪ 飛騨高山に観光の魅力と課題をみる	52
OPEN SPACE	48
ビジネスマンのための気象教室 新田 尚 若手ビジネスマンに贈る(大人用語)入門 石原壯一郎	
声	54
建築(設計)研修に参加して	
BOOK GUIDE	29
『脳内革命』、『最新東洋事情』	
SPOT	37
レールと車輪の接点に魅力を感じて 田村喜子	

人物ネットワーク⑫ 4

インタビュー 島田京子

特集 長寿社会の住まい方

長寿社会対応設計指針について 14

建設省住宅局住宅整備課

「いきいきとした長寿社会を実現するための

環境整備」について 17

建設省住宅局住宅政策課

長寿社会の住まい方 22

建設省住宅局市街地建築課

「エステート千歳希望ヶ丘」に見る

自立型シニア住宅について 26

住宅・都市整備公団住宅企画部建設計画課

高齢者に住みやすい環境づくり 30

長寿が喜びとなるような

岡山県土木部都市局住宅課

対談

長寿社会・住まい方への提案

～自立して、元気に生きるために～

田中尚輝 (社)長寿社会文化協会常務理事

澤登信子 (財)アーバンハウジング理事)

8

地域づくりの現場より⑨ 38

町は「壁のない学校」だ！

秋田県南部老人福祉総合エリア 秋田県・大森町

表紙 ギリシャ エーゲ海

提供・世界文化フォト

edit & design. 緒方英樹／木野真幸／山本晴美

長寿社会の住まい方

高齢者は「福祉をされる対象」というふうに置いて、人間を一つの断面で見てそこに中に押し込んでしまっている。そうじや懶くて、その人たちを遙は「生産的価値のある人」と見るだけで非常に面白い世の中にはなるはずなんですね。そのためには、高齢者や、その予備軍の方々が、どのように生活スタイルを変えていくか、どうしたら人間らしい普通の暮らししかでできるのかを考えて、さまざまな取り組みを開始しています。

(西中尚輝)

長寿社会と言われる二一世紀は、物理的に「ある程度年が加わった人たちが多くなる社会」ということで、その中で、九〇〇%の人は元気。あるいは「などを足がパンパンを負っても、車椅子に乗れば、ほかはビシビンしていい。恋らでいる」ということも含めて、人々が元気に人生をいつまでも自らして現役で終わらせるというのが、私が期待する二頭からの社会のイメージです。

(木原 岩談「長寿社会「住まい方への提案」より)

(櫻井信子)

人物ネットワーク

鳥
田
京
子

平成7年8月10日



しまだ・もよひ

日産自動車広報部主簿社会文化室担当。

日本女子大学で建築学を専攻。

デザインセンター、設計開発本部、社長室C
ープロジェクトチーム、広報部課長、営業企画
部課長などを経て、現職。

その間、一九八一年、日産におけるCー活動の必要性を提案。Cー活動推進リーダーとして日産の企業イメージアップ、企業風土の革新を図る一方、Cー導入企業の先駆けとして、日本型Cーについて提言を行ってきた。

八四年、自動車業界初の女性管理職として新聞・雑誌等各メディアで紹介されて以来、働く女性のリーダー的存在として女性の社会進出に貢献。

九一年から、広報部社会文化室長として、社会・文化貢献活動および社員の社会参加活動の支援を通じた企业文化づくりに取り組む。さらに、同活動に関する各種セミナー、講演会など講師として、日産の取り組みについて広く社外にPRする一方、企業のフィランソロピー活動についての提言を行うなど、一企業ことじまゆる企業フィラソロピー活動の推進役としても大きな役割を果たしている。

また、業種・職種を超えた各種研究会のメンバーとして、企業人の立場から様々なテーマに関する研究・提言も多く行っている。

「私は大学時代、建築家をめざして勉強して

いたんですが、たまたま日産自動車が業界で初めて女性デザイナーの採用という話があつて、とりあえず五年くらい社会勉強をしてみようとしたんです。当時、女性は、二、三年で退職するのが当たり前時代でしたから、五年でも結構長いかなという感じでした」

企業つて一体なんだろう?

「会社に入つてみて感じたのは、デザインの世界は、世の中の価値観を先取りしていかなければいけないのに、会社の中だけの生活ではなかなかそういうものを感じとれない。会社とは異質な価値観や感性をもつと採り入れていかないと魅力的な商品づくりもできなくなってしまふのではないかと何となく感じていました。

その後、商品開発企画の仕事を担当していた時、CI（コーポレートアイデンティティ）の研究を提案しました。それは、「日産らしさってなんだろう」という企业文化への問い、「企業は社会にどういう役割を果たすべきか」という社会のなかでの存在意義を考えていたからです。

結果として、プロジェクトチームが発足し、CI

Iの開発と実施に、私も携わることになりました。その後、広報部で企業イメージ戦略を、営業企画部で全国の販売会社の店舗開発や、中・長期販売戦略を担当しながら、企业文化や企業と社会との関係についての関心は、私のなかで

棲みついていました」

「一九九一年四月、日産広報部に「社会文化室」が新設されると、室長に島田さんが抜擢された。

「実はその前年からすでに新しい時代に向けて、経営戦略としてのコーポレート・コミュニケーションを検討するプロジェクトが企画室を中心が始まつていました。

その取り組みにあたつて三つのテーマがありました。一つは、商品を通してマーケットとのコミュニケーションをどう考えていくかという戦略。もう一つは、会社と社員との関係や社内コミュニケーションをどう考えていくかという戦略。そして三つ目は、企業が、社会とどのように関わり合っていくかというソーシャルコミュニケーション戦略。そして三つが経営会議にかけられ、結論のでていなかつたソーシャルコミュニケーションについては、新しい専門部署をつくつて、きちんと取り組みなさいということで出来たのが『社会文化室』です」

社会貢献室ではなく、社会文化室とし

たのは、どういう意図からですか。

「私たち、もともと『社会貢献』という言葉は使いたくなかったんです。というのは、高度成長期を通じて企業、特に大企業は、経済

るという形で社会的責任を果たし、また貢献をしていた。また、経済的強者が弱者に対して、『下してあげる』という姿勢が強かつたのではなかかと思います。一方、企業の社員の多くは、会社人間として一般社会とかなりかけ離れたところで生活してきました。家庭も地域社会も企業も、それぞれが異質な価値観を形成し、互いに相入れ難いものになつてしまつたようです。例えば地域社会は公害問題とか安全問題とかで何かと企業を敵対視している部分があつた。これからは、企業は、貢献というよりは、むしろ社会参加していくまでかけ離れてきた価値観を互いに交流し合うということをやつていかないといふ企業対市民社会という図式では、どんどん遊離していくだけで社会的発展は難しいのではないかという感想を持っています。ですから、『社会文化室』はふさわしい名称ではないかと思つたんです。私たちの役割は社会と価値を共有し、また市民社会を活性化するための社会参加活動なんだと」

社会参加の環境づくり

「『社会文化室』が出来たものの五里霧中で、メンバー四人で、四カ月くらい時間をもらつて、『何をすべきか』の研究とディスカッションを徹底的にやりました。

私どもの活動は大きく一つあり、一つは、会社の経営資源である金はもちろん人、施設、モ

ノやノウハウなどを活用して社会活動や文化活動などに関わっていくことです。でも一方で、

社員が地域活動や芸術・文化などに関心や理解がないのに、会社や、私たち担当者だけが文化支援や社会貢献をしても効果は少ないのでないかと考えました。社員が会社生活を大事にする余り、望んでもいても、芸術・文化を享受する時間的余裕もないのはおかしいと考えていました。入社したときからずっと想い続けていたように、社員がもっと社会との接点を多く持たなければ、社会から受け入れられる魅力的な商品は作れないし、社会貢献を考えるならば、先ず企業が社員を社会に解放していくことから始めなければならない。そして社員一人一人が社会的になんらかの力を發揮することが、社会の役にも立つのではないかと思つたんです。

社員自身が自らの意志で社会に参画し、自分なりの社会ビジョンを持つことが大切で、そうした自立した人間の集まりの方が、会社も活性化できるのではないかでしょう。そのためには、会社が社員に対して社会参加の理解を示す、サポートしている姿勢を明確に示すことが大事になります。『社会的な活動をしていると、仕事に熱心でないと思われるのではないか』と思い込んでいる社員を、もつと自由に解放しなくてはいけません。ですから、『社会参加しなさい』という強制ではなく、あくまで動きやすい社内風土や、きっかけづくり、環境づくりをしてい

きたいと考えました

「社会文化室」とは何をするところなのか。企業にじつて社会貢献とは何か。

社員はアンケート調査に答えることによつてその何をかを知ることとなる。

「全社員を対象に実施したアンケートは、約四万票を回収することができました。社員の七割が答えたことになります。そうしたら意外なことに、三分の一は何かしら、社会貢献やボランティアをやつていたり、外とのネットワークを持つていたんです。ところが、どうしてその人たちのことが私たちにわからないのか。周りの人も誰も知らないわけです。やっぱり会社に知られたくないんですね。会社からよく見られないんじゃないかという意識が強くて、ひそかにやつている人が多かつたんです。

それから三分の一は、『あまり考えていない』。

そして残りの三分の一が、『何かやつてみたいけど、どうしていいかわからない』。その人数は結構多いわけです。私たちは、この残りの三分の一人達に向けて何かサポートできるんじやないかと考えました。すでにやつている人に対しても、あたたかく見守りながら、もつと活き活きと明るく活動できるよう環境整備をしていけばよい。マインドはあっても初めの一歩を踏み出せない人には、背中を一押ししてあげることが必要だと思ったわけです」

ボランティア活動希望者登録制度

社員およびその家族が興味のあるボランティア分野や自分の特技・趣味を登録し、社会文化室がその登録内容に応じて情報を提供するボランティア・ネットワーク。一九九三年十一月から導入。

「家族も対象にしている理由は、休日に参加するのに家族と遊離しては意味がないと考えたからです。メニューは一九〇項目くらいあり、スポーツ、文化・芸術、福祉、国際交流など何でもいいんです。外部から受け取ったボランティア募集情報を見野や地域別にパソコンでアセスしますと、希望する人の名前が出てきます。その情報を各個人宛てに送ります。だれにでも関係がありそうな、広く伝えたほうがよさそうな情報は『ひまじん（HIMAGINE）』といふ情報紙に出します。

『ひまじん』とは、ヒューマンとイマジンをかけ合わせた『いまどきの人（新しい時代の新しい価値を持つ人）』という意味です。隔週発行で社内外のフィランソロピーに関するトピックス、ボランティア募集の情報、公演やイベント案内などを、主としてボランティアネットワーク登録者を対象に発行しています。

ボランティアネットワークも、今年から『トライアングル』という名称に改め、社会参加プログラムにして、登録希望者の再募集を始めま



した。これは、こちらから提供する社会活動情報をきっかけに、社員が社会活動にまずTRY（実行）して、社会をいつもと違ったANGLE（視点）で眺めてみる、それによって『個人－社会－会社』の三角関係をバランスよく保てることを期待しています。つまり、『これまで以上に社員一人一人のパワーアップを必要としています、そのためには外に出て、異質なものにふれることも大切です。より広い視野を持った魅力的な人材が、これから会社や社会を支えていくのです。何か社会に参加したい人は登録してください。応援します』というものです。これまで四〇〇人だつた登録者も今年初めの八〇〇人を越して、『ひまじん』は今九〇〇人に交付しています。年齢的には、二〇代から五〇代まで幅広く、役員で登録している人もいます。

マインドが動き出すとき

「今年の一月十三日に『トライアングル』の再募集をした直後、一七日に阪神大震災がありました。その日の夕方には社員から問い合わせが相つぎ、『自分ができることなら何でもしたい』『現地に何を送つたらいいのか教えてほしい』と。それで翌日、一八日には『ひまじん』の臨時増刊を出して、義援金の受付を行いました。また『汗は流せないけど血を提供できる人』という献血の情報を流しましたら、二千何百人の社員が献血しました。被災地での状況はどん

どん変化していましたが、外部や社員からいろいろな情報を頂きましたので、その都度、必要な情報をタイムリーに流すよう努力しました。そのうち、現地で何か役に立つボランティアをしたいという社員が多くなってきました。そこでアンケートをとつたところ、『宿泊費や交通費は自分で出していいから、何とか休暇だけでもほしい』という人がかなり多いことがわかり、人事部との話し合いにより、特別休暇を五日間設定しました。

結果として、特別休暇を活用して被災地に行つた人が五三人、年次休暇を使って行った人もかなりいたようです。その他、会社としての派遣が八〇人いました。これはトラックの提供と共に、物資輸送のための運転手として被災地からの要請に応えたものでした。今回は従来に比べてかなり早い動きができたかなと思っています」

的確な働きかけとサポート体制があれば、マインドのある人は何かをきつかけに動き出すということですね。

「興味深いのは、阪神大震災のボランティアに参加した人の多くが、その後『トライアングル』に登録しており、ボランティア未経験者でいました。いままでどうしようかと考えていた人が、震災をきっかけに、『いまやらなかつたら一生できないと思つて応募した』と言うんですね。課長クラスの者もいました。その人がその後ボランティアの募集呼びかけに応じて、就業後に病

院ボランティアを始めたり、私どもがやつているフィラソロピー講習会で、手話とか盲導犬の講習に参加し始めたりしている。いろんな人のマインドがわっと吹き出してきた感じがしています。

要は、『自分で何をやりたいか』、そこが大切だと思います。私は文化だ、福祉だとか、どこに目を向けるかが、いまの企業人にとって市民にとつても一番大切な部分で、決して会社や行政等の指導によつて、『ここがいま必要なんだ』と教えてもらってやるものでもないです。ですから私たち、この情報サービスをいつまでもやる気はないんです。ある程度マインドが育つてきて自分でやれるようになれば、私たちの役割は終えると考えています」

次の方をご紹介ください。

「私どもで『昔ばなし』が語る子供の成長」というテーマで『おはなしの部屋』というイベントを全国各地で実施しています。そこで講演をお願いしています小澤俊夫先生がいらっしゃいます。『グリム童話』とか世界の昔話を日本に紹介されたドイツ文学者で、私もとても尊敬しています。この分野では、とても著名な方で、世界的にも活躍されています。貴重な文化である昔話を後世に伝えていこうとしたり、また、語りべを養成したりと、昔話の復権を目指して様々な活動をしていらっしゃいますので、また違う分野に広がるのではないでしょうか」

長寿社会・住まい方への提案

～自立して、元気に生きるために～

田中尚輝／澤登信子

平成7年8月4日に



血縁ではなく、日常的に助け合い、つながり合う「結縁」をどうするのか。これが地域社会の問題であり、家づくりに全部連動してくると思う。

たなか・なおき

(社)長寿社会文化協会(WAC) 常務理事

さわやか福祉財団 組織・研究部門担当

著書『高齢化時代のボランティア』(岩波書店)



長寿社会というのはエイジレス社会で、年齢に関係なく、個人の考え方、行動の仕方、個人の力量等さまざまな形で社会に参画できるのがあるべき姿だと。

さわのぼり・のぶこ

(財)アーバンハウジング理事

(株)ライフ・カルチャー・センター代表

著書『仲間と暮らす家づくり』(日経BP出版センター)ほか

まず、「住まい」を基本に考える

澤登 田中さんは、高齢社会、長寿社会の流れをすうつと見てこられて、現在もその中で活躍なさつてることで、いろんな思ひがたまつてらっしゃることでしようね（笑）。

まず、自己紹介をかねて、現在の活動状況あたりから入りましょうか。

田中 私は、一四、五年前に高齢化問題に入りまして、いま長寿社会文化協会という「ワンドフル・エーディング・クラブ（WAC）」をつくっています。

WACというのは、経済企画庁と厚生省の二つが主務官庁の社団法人として、高齢者だけではなく二〇歳以上の人人が入れる組織ですから、個々の人たちが社会参加を進めて、「能力をどんどん発揮して、長寿社会を明るく楽しくしよう」ということで、いま個人会員は一万五千人くらいで、企業のメンバーが八〇社ぐらいいます。社会参加の具体的な活動としては、ボランティア活動があつたり、主に中高年の人の職域開拓があつたり、そんなことをいろいろ楽しくやっています。

澤登 私自身は、いまソーシャルマーケティングという世界を模索しています。

なぜいまソーシャルマーケティングかと言いますと、どうも企業活動そのものが、いわゆる「福祉をされる対象」というふうに置いて、人

ものを売るだけの閉ざした関係で終わっている。

だから住まいも、住宅を売れば終わりなんですが、買った方は、そこから暮らし始まる。そ

こでどんな暮らしができるのか。それを助けるのが住まいなわけですけれども、その辺のアン

バランスが大分見えてきて、どうもこれは発想を変えなきやいけない。個人も組織も、社会全体から見て自分はどこに位置づけられていて、何をしていくのか、開かれた関係をつくっていくところから見直そうと。

いま時代が変わろうとしている中で、もう一回原点に帰つてグランドデザインを描いて人々をつなぎ合わせていく、社会のシステムをつく

り直していく。その中に、住まいや、まちが基本にあるだらうと考えています。

田中 長寿社会と言つたときに、この一、二年でようか、「住まいが基本だ」というところに皆さん目の目が向けられてきた。

澤登 そうですね。住宅を売るためのマーケティングから、人間が住まいのなかでどう暮らしにくいかというマーケティングに視点が移ってきた。ですから長寿社会を考えると、住まい方から入るのは大変おもしろいですね。

さて、高齢者問題に長年取り組まれていて、なにか変わってきたことというのありますか。

生き方を、どうデザインするか

田中 私自身の問題意識はあまり変わっていませんで、高齢者がたくさんふえてくるということは、能力や経験、資産を持つていらっしゃる人がふえるということで、さらにいい社会ができるわけなんですが……。

澤登 そのはずですね。

田中 ところが他方、寝たきり問題とか、痴呆症の問題とか、どちらかというと要介護高齢者の問題がイコール長寿社会の問題であるという

間を一つの断面で見てそこに中に押し込んでしまつてている。そういうなくて、その人たちを逆に「生産的な価値のある人」と見るだけで非常に面白い世の中になるはずなんですね。そのためには、高齢者や、その予備軍の方々が、どのように生活スタイルを変えていくか、どうしたら人間らしい普通の暮らしができるのかを考えて、さまざま取り組みを開始しています。

社会的に言うと、企業とか行政というフォーマルな分野についての研究や施策は進んでいるんですが、個人の生き方とか、ボランティア、サークル、そういうインフォーマルなグループの分野の研究や社会システム化については、あまり関心が持たれなかつた。だけど、国民経済

から言つても、消費の約六割を占める個人が消費しない限り経済は回らない。それが老後不安の中では、とにかくお金だけは貯めているだけというのではどうしようもないわけです。

その不安感をぬぐうことと、もう一つシルバーサービスをやる人とかに言うのは、「恋をしない商品は売れない」ということです。自分が発展し、問題意識を持つて話ができるような新しい出会い、恋をすれば、いい服を着ておめかしをしようとか、一緒に旅行に行こうとか出てくるわけです。ですから、安い商品で粗悪なものを高齢者に売りつけるのではなく、「生き方をどうデザインしていくか」というテーマを持つて、どう刺激を与えたり触発できるかという考え方大事になつてくる。

澤登 「恋をする」。その言葉の響きというのはすごく重要で、高齢社会とか長寿社会と言うと、ほんとうに暗く、何か「もう終わりよ」というイメージで語られていく。ですけれど長寿社会と言われる二一世紀は、物理的に「ある程度年が加わった人たちが多くなる社会」ということで、その中で、データ的にも九〇〇%の人は元気。あるいは、「たとえ足がハンデを負つても、車椅子に乗れば、ほかはピンピンしている。恋もできる」ということを含めて、人々が元気に人生をいつまでも自立して現役で終わられるというのが、私が期待するこれから社会のイメージです。

人と人の気持ちをつなげたい

澤登 私は、マーケティングの世界で、企業とか行政が人々の暮らしをどうサポートしていくのか生活者側に立つて主張してきた中で、その重要なテーマが「住まい」でした。なぜ住まいと言ふと、やはり生活にどうしても必要な器なんですね。その器がちゃんとしていれば、結構安心して暮らせる。ちゃんとしているという意味は、人々が気持ちよくつながつていられる、お互いにその人の必要性を感じ合える、気持ちの拠り所をもてる器である場所ということです。そう思つて見てみると、どうも今までの住まいに関する器の提供の仕方に問題があるんじやないかと気がつくわけです。というのは、昔は大工さんがいて、その人に合つたものをオーダーメイドでつくってくれたんですね。だけいまは商品住宅という形で、要はつくつたものを売ればいいというところで終わつてしまふ。そこにはどういう人たちの暮らしがあるのかあまり考えなかつた。行政も、民間企業も、標準家族すなわち、一人あるいは二人の子どもが暮らす姿しか想像していない。

田中 たぶんいま転換期というか、新しい住まい方をつくり出さなくちゃいけない時期に来てゐると思うんです。それは大きな目でみると文明史的な転換の時期にわれわれはいて、日本のような農耕社会の場合には、それこそ牛や馬と一緒に住み、生産することと生活する場が全く一緒だつたのが、高度経済成長期の過程で仕事をする場と生活する場が分断された。まして生活

成熟社会ということなんでしょう。しかも、親がいて子供がいるというのは、子育てを中心とした家族なんですね。しかし、人生八〇年間になつてくると、子育て後の時間がものすごく長くなる。たとえば大体四〇歳くらいで子育ての母親の役割が終わつても、その女性には四〇年間ある。男の人にとっても、六〇歳で退職しても残り二〇年間ある。その後の人生のプログラムがないから不安。しかも、職・住が離れた暮らしの中で、かつてのような血つながりにおける助け合い、見守る関係が、住まいのなかで持てない。そのような暮らし方は、逆に不安を抱かせている。不安だからこそお金はださない。お金に頼る。だからこそ貯めこんでしまうことになる。生き方のデザインとおつしやつたようになつてきましたね。

産業社会が分断したもの

の場と言つても、仕事の疲れをいやす場所、子供をつくるところみたいなつて、それ以外の機能を持たないような家になつたし、地域社会になつた。

澤登 かつては、田畠に子供たちを連れて、女も経済行為に参加していたし、第一次産業時代では「ながら族」で効率的な暮らしだった。職・住がつながっているからこそ働いているお父さんの姿も見えていたのが、工業社会が発達してくると職・住が離れ、それによって家庭と企業、女と男、みんなが分断されてしまつたんですね。

田中 ところがいま産業社会そのものがいろんな面で、人間らしく生きていくための問い合わせが始まつてきて、その中で家の問題、住まい方の問題、地域づくり、まちづくりがあると思うんです。

そうした中で、阪神・淡路大震災で神戸のボランティア活動をやつていて感じたことがあります。たとえば仮設住宅へ行きますと、ひさしがほんの一〇センチくらいしかないんですね。そうすると外と中の『間』みたいなものがないんです。おじいちゃん、おばあちゃんは中の人、われわれボランティアが訪ねていくと外の人で、全く外と中が分断されている。仮設住宅というのは最低限の生活状況で、機能をものすごく小さく集約したところですが、そういうところに

行くと、いかに人間を分断するか、相互のコミュニケーションが取りにくいかがわかる。つまり、もっとラフな言い方をすると、産業社会のなかでつくってきたいろんな住宅も、この仮設住宅と実態としてはあまり変わつていなくて、個々の人間が人生を楽しんで生きるためにではなくて、企業や産業に従属して生きるための容器物であつたという面があるんじゃないですか。

澤登 僕らのメンバーの方から出てくる住宅問題も、やっぱりそういうものを否定しています。たとえば職と住まいを一緒にしたいとか、年をとつていくというのは孤独になつていく過程と一緒になりますから、逆に言うとそれは、気心の知れた人と一緒に同居したい、プライバシーを守つた上での共同生活をしたくなる。というのも、家族そのものも高齢社会から見ると崩壊していく、一人住まいの高齢者が二三〇万～二三〇万人いる。これからもっと増えてくると家族介護も何もない。自分が倒れたらどうしようもない。ということは、血縁ではなく、日常的に助け合い、つながり合う「結縁」をどうするのか。これが地域社会の問題であり、家づくりに全部運動してくると思う。そういう時代なんですね。

澤登 たとえばコミュニティオフィスとか共有空間が、働く場に変身していくことが二一世紀のながら族になると私は思つてます。そこには弁護士さんや税理士さんがいたり、お料理専門の人がいたりと、機械とか空間を共有化していく。その結果、知恵や情報の共有化を生み出していく。

それから住まいの周辺に、昔の複合住宅、げたばき住宅があつたように、そこにまちの食堂があつたり、おばあちゃんが限定一〇〇人分のお惣菜をつくつて売るお店があつたり、陶芸教室なんかもあって、つくつたものを売つたりもする。商業主義を優先するのではなく、お役にたちながらお礼の意味でお金が交換され、働く意味合いも違つてくる。そんな関係を創る空間を考えるといいと思います。コミュニティに各人が参画できることで街は活気を生むのです。こんな例があります。デイケアセンターに行く必要で、住宅の中に拠点的な機能を求めるようになる。そういう産業社会を否定した複合的な想いが、自分の生き方と合わせて出てきていると思います。

田中 インフラ整備のときにそういうのが必要になるでしょうね。そしてハードを使うために、それを生かす仕組みがないと、何とかつくつても意味がないということになりますね。

たとえば長寿社会文化協会会員の中から提案があるのは、都会で一人暮らしの高齢者で、家は一〇〇坪から一五〇坪あります。自分はそこを離れる気はない。だけど、そこを活用してもらって、近所のお年寄りに四、五人集まつてもらつて、デイケアセンターのミニ版をやりたいと。そういうパターンだったら改造は必要だが土地はいらないわけですね。

自立し、元気のできるエイジレス社会を

澤登 私はグループハウジングを研究しているが、そのパターンは、さまざまといいんです。昔の重たい人間関係を再現するのではなく、個人生活を大切にし、血縁関係のない人々とも相互に扶助し合える関係を生み出す暮らし方を考えています。多様な共有関係を住宅の中や街の中に創出することです。その中には民間主導型のものもあるだろうし、行政主導型の場合には、かなり福祉型になるだろう。人々がつながつて、自立していくための、元気の出る住まい、経済財としての住まいの概念を変える必要があります。

田中 まちおこし型タイプもありますね。千葉

県の山林で、三千坪単位で一〇戸しか建てないことにして、陶芸の好きな人のブロックとか、いろんなブロックをつくれるまちづくりをやりたいという提案も受けています。都会型もあるたとえば新しく起業したいという提案も受けています。農村型もあります。

澤登 それと同時に都会の人たちも、中年のうちに居住地を地方に移し、税金をその地に払いながら、テレワーカーになつたり、ネットワーク社会を上手に暮らしていくこともできますね。国内だけでなく、国際的にもね。技術が進展した分だけ広域で活躍できるはずです。高齢者になつてから地方に移り税金を使う側だけでは、その地方に歓迎されないのは当たり前です。長

寿社会というものはエイジレス社会で、年齢に関係なく、個人の考え方、行動の仕方、個人の力量でさまざまな形で社会に参画できるというの

が、実はあるべき姿じゃないかと思うんですね。

田中 たとえば、体の弱つた高齢者の一人住まいの人が一〇人いたとしたら、一〇の社会問題

がそこに起こつて、それぞれに看護婦が行か

り、保健婦や役所の人、民生委員なんかが行かなくて、結構やいけないのが、一〇人が一緒にだと効率も悪いし、それぞれ元気な部分もありますから、相互に助けあつたり、かなり問題は少なくなると思います。そういうときには、グループハウジングの中の一ブロックでグループホームみたい

なものがあつて、そこに福祉の専門家がいたり、一〇人分の食事サービスも頼みやすくなる。さ

らに、公的介護保険とかも一ヵ所になつて軽減されるわけです。

そこで行政側に依頼したいのは、情報提供能力と教育支援なんですね。たとえば新しい起業をしたり、長年の職業で能力のある人が何かしらの提案もあって、長年そのままの予算はいよいよとする場合でも、やつぱりある程度の再教育が必要なんですね。これには沢山の予算はいらない。「学校の空き教室を無料で提供します」とか、既存の機能、ハードの分野でサポートする観点に立つてもらえば、新たなまちづくりもできるし、その中で個々の人が知恵を出し合つて、核になるグループハウスがより機能していくと思うんです。

澤登 山口県の方でも、山里に点在して住んでいた一人暮らしのお年寄りを、冬の間だけ集まつて一緒に住んでもらつたら、すごく元気になって、春になつて帰らなくちゃいけなくなつても、「帰りたくない」という事例があります。

小さなキッチングから、まちづくりへ

澤登 それと東京の久が原のシニアハウスのモンキッチンの例は、大概女性の一人暮らしが多いんですが、夫婦もいます。希望者によつて食事を請け負うことのできるキッチングとリビングがあります。お料理の得意な女性が中心で、ボランティアの輪ができています。さらに東京都の助成を受けて、地域の一人暮らしの人たち



の給食サービスをも始めました。そのキッチンは、住戸の中と、外のまちの困っている人たちのキッチンとして複合機能を持ち合わせました。そうすると次には、配達人のボランティアが集

まり、今では高校生から、子育て中の女性、退職した男性、五、六〇人が働き出したのです。そして若い高校生の女の子が持っていくと、一人暮らしで心を閉ざしていた男性は徐々に心を開き、着ているものまで違ってきた。門の外で集うようになったそうです。また、子育て中の女性が子供を連れて持っていくと、その子どもはおばあちゃんの健康を気づかうようになった、という具合に、街の給食サービスが老人を元気にし、人々の心を優しくしてくれています。

すなわち、小さなキッチンが、人々の心をつなげていく。その集合住宅のキッチンも経済的に継続していく。そうなると、多分そのエリアはとても気持ちのいいまちに変わってきますね。まちがやさしくなっていきますよね。

田中 そういうシニアハウスは、町の風景のなかで単なるコンクリートの建物ではなくなつて、人間が見えてくる。人間の顔が見えてくる。そういうことが、まちづくりでとても大事なことだと思います。

澤登 ネットワーク社会なら、イギリスのサロンが、コーヒーショップから始まつたように、まちの中に様々なサロンが必要となります。男の人たちはコミュニティになかなか溶け込めない人が多いようですが、たとえば、本を置く自分の部屋が狭い時に、一つのコーナーに本を持ち寄つて図書室が出来れば、コーヒー豆を煎つてコーヒーを飲みながら語り合つたり、子供の

学童保育の担当者になるのも一つの手でしよう。

また、ごみ置場をリサイクルの発想で、業務用のコンポストを入れて自然環境への配慮も出来ます。

田中 一つの小さい家族だとごみになるものが、五〇世帯集まるごとに資源になるということですね。澤登 一軒では土が持てなくとも、五〇軒そろえば共有の庭が持てる。庭いじりの道具も共有すればいい。そうすると結果的にお金も少なくて済む。出入りが減れば、支出を少なくした暮らしを考えればよいはずです。このようにコモンスペースをもう一回見直していく。人が結び合うための機能はどうしたらいいかを考える。精神的、物理的、金銭的、時間的な面からも、一人では暮らしていけないのですから。

田中 実は、共同の中で解決できる問題はたくさんあるんですね。そのことを分業化の世界に持っていくと、またお金がいる。愛情なきサービスになつたりね。

澤登 いまは、私たちの意識や行動が受け身になつており、国や企業に頼りきつていて。甘えや無責任な暮らし方をしています。楽しく、本音の気分で、必要性の高いところから始めてみるとつきかけづくりがポイントでしょう。少しでも役に立ちながら、お金が稼げる関係ができるくると、元気が出でたり、自立化の道のような気がするんです。

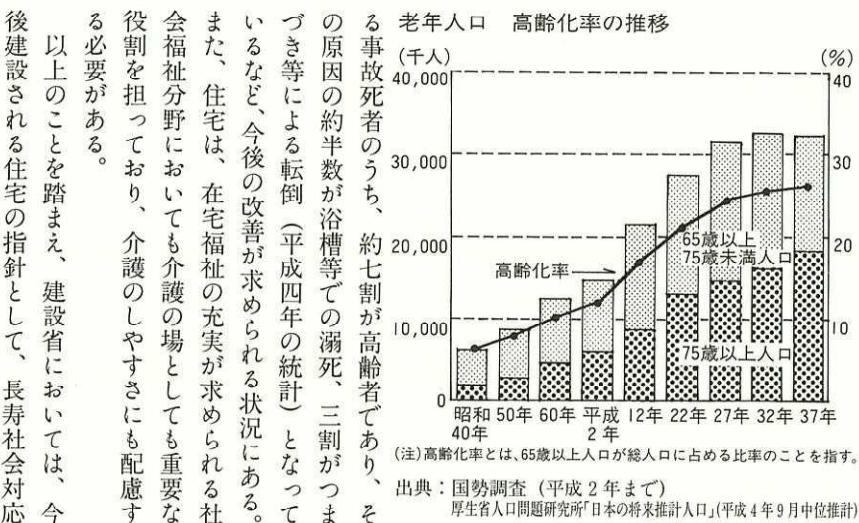
——ありがとうございました。

長寿社会対応設計指針について

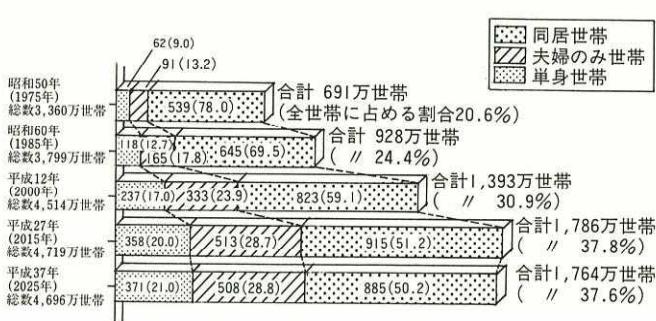
一、長寿社会対応設計指針のねらい

我が国は、世界に類を見ない急速な人口構成の高齢化が進展しており、二一世紀初頭には、高齢者が三、〇〇〇万人、国民四人に一人が高齢者という本格的な高齢社会が到来すると予測されている。このような社会はまた、国民の多数が八〇歳まで生存する長寿社会であり、高齢者人口の増加以上の増加率で七五歳以上の後期高齢者が増加するとされている。さらに、世帯構造についてみると、二一世紀初頭には、全世帯の四割に高齢者が含まれ、わけても、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が大幅に増加し、全世帯の二割に達すると想定されている。

こうした中において、可能な限り住み慣れた自分の家で生活することは国民の多くの願いであり、高齢者等が地域社会で安心して生活できることにすることが重要な課題となっている。このためには、生活の基盤である住宅は、高齢期においても住み続けられるようなものとなつている必要があるが、現状では、住宅事情に係



65歳以上の高齢者のいる世帯数の推移及び将来動向



(資料) 1990年以降は総務省統計局「国勢調査報告」による。
1995年以降は厚生省人口問題研究所「人口統計資料集」(1992.6 1986.12
月研究所試算数字)

建設省住宅局住宅整備課

以上のことを踏まえ、建設省においては、今後建設される住宅の指針として、長寿社会対応の必要がある。当該指針は、昨年制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成六年法律第四四

号) の第一四条の規定に基づく高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する国民の理解を深めるための教育活動、広報活動等の一環に位置付けられる。また、この内容は、建設省総合技術開発プロジェクト「長寿社会における居住環境向上開発技術の開発」の成果を踏まえ、平成五・六年度に「長寿社会対応住宅設計指針策定委員会」(委員長・巽和夫(京都大学名誉教授)で検討された内容をもとに取りまとめたものであることを付言しておく。

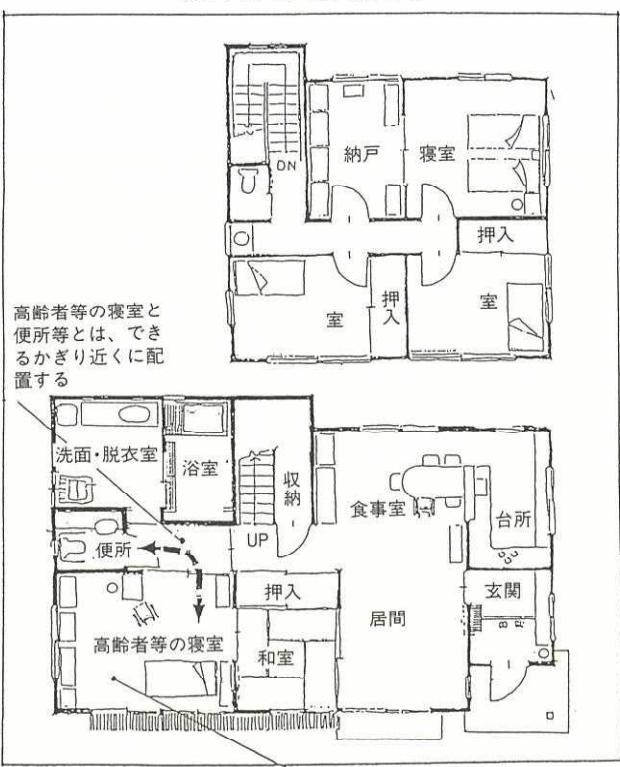
二、長寿社会対応設計指針の概要

従来、健常な高齢者は一般の住宅を利用し、身体機能の著しく低下した高齢者については高齢者向けの特別な仕様、設備を備えた住宅を利用するものと考えられてきた面があった。しかしながら、高齢社会においては、すべての住宅に高齢者が居住する可能性があると考える必要があり、加齢による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けられることが望まれる。しかし、身体機能の低下や障害については、個々人の身体特性により様々であり、あらゆる住宅がすべてに対応するよう建設当初から整備することは困難である。こうして、建築当初から配慮すべき内容を示し、実際に身体機能の低下や障害を有する状態になつた場合

部屋の配置

住宅内の各部屋の配置は、日常生活における移動が容易であることが必要です。住宅の中での日常の活動は、居間と寝室がそれぞれでは昼と夜の生活の拠点になるでしょう。また、各部屋のつながりでは便所へ容易に行けることが大切だと思われます。

玄関、便所、浴室、居間・食堂室、寝室等は、同一階に配置する



高齢者等の寝室は広めにとる

(1) 適用範囲
① 主として新築(建替を含む)される住宅を
対象
② 一般的な設計上の配慮事項を示すもの
③ 指針の構成及び考え方

長寿社会対応設計指針の概要をとりまとめる
と、次のとおりとなる。

- ① 主として新築(建替を含む)される住宅を対象
 - ② 一般的な設計上の配慮事項を示すもの
 - ③ 指針の構成及び考え方
- (1) 設計指針本体と、具体的な寸法、仕様等を示すもの
- (2) 一般的な設計上の配慮事項を示すもの
- (3) 基準は、加齢等に伴う一定の身体弱化(杖類及び歩行器の補助具を利用して自立した生活可能な状態)に対しても、そのまま又は比較的軽微な改造により対応を可能とする仕様を確保するという考え方に基づき設定
- 一部の項目については、安全性、快適性をより高めることや日常生活に介助を要する場合(例えば介助用車いす等を利用している回れる状態)にもより適切に対応を可能とする仕様を推奨基準として提示(経済的空间的条件により選択)

(なお、補足基準については、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う)

(3) 内容

① 指針は、

イ、戸建住宅及び集合住宅の住戸専用部分に関する部屋の配置、段差、手すり、通路・出入り口の幅員、玄関、階段、便所、浴室等ロ、屋外空間及び集合住宅の共用部分に関するアプローチ、共用階段について、全体で四つの項目を設定

② 主な内容は、

- 玄関、便所、浴室、居間、高齢者等の寝室は、できる限り同一階に配置
- 住戸内の床は、原則として段差のない構造
- 階段、浴室には手すりを設置、玄関、便所、廊下には手すりの設置又は設置準備
- 通路、出入り口は介助用車椅子の仕様に配慮した幅員(通路七八cm以上、出入り口七五cm以上)
- 階段の勾配、形状等の安全上の配慮
- 便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保
- 住戸内での床は、原則として段差のない構造
- 階段、浴室には手すりを設置、玄関、便所、廊下には手すりの設置又は設置準備
- 通路、出入り口は介助用車椅子の仕様に配慮した幅員(通路七八cm以上、出入り口七五cm以上)
- 階段の勾配、形状等の安全上の配慮
- 便所、浴室は、できる限り介助可能な広さの確保

住宅のバリアフリー化については、従来、新築のすべての公営住宅、公団住宅、公社住宅に

三、長寿社会に対応した住宅の今後の展開

個々の住宅に初期投資をバリアフリー化することは、個々人にとっては、今後の改造の費用や介護の費用負担の軽減が見込まれることになる。また、今後投資余力が減少していく我が国においては、高齢化対応の住宅になつているものは、数多くないが、若いうちから高齢期のための住宅整備が必要との認識も国民に広まりつつある。

当該指針の具体的な内容について理解が深まり、長寿社会対応の住宅整備が推進されることにより、安心で生き生きと暮らせる長寿社会が実現することを大いに期待したい。

共用廊下

集合住宅の共用部分(共用階段、共用廊下、エレベータホールなど)は、高齢者が住宅から自由に安全に外出し、地域との交流を深めより豊かな生活を送ることができるよう移動が負担とならないよう配慮が必要です。

共用廊下は、住戸と屋外を結ぶ空間です。また、非常時には避難経路となります。したがって、つまづきの原因となるものを取り除き、また、車いすで通行する場合を考えたものにすることが望まれます。



「いきいきとした長寿社会を実現するための環境整備」について

建設省住宅局住宅政策課

平成八年度を初年度とする第七期住宅建設五年計画の策定に先立ち、本年六月一六日に住宅地審議会答申「二一世紀に向けた住宅・宅地政策の基本的体系について」が出された。その中で「今後の住宅宅地政策の課題と取り組みの基本的方向」として、「良質な住宅宅地の供給とその良好な保全・活用」「安全で良好な住宅市街地の整備」「地域の実情に応じた住宅宅地供給

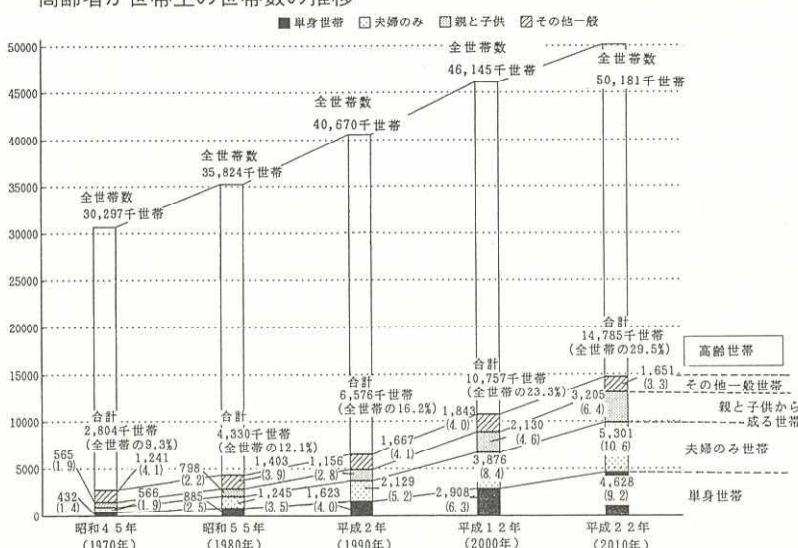
の推進」と並んで、「いきいきとした長寿社会を実現するための環境整備」があげられている。我が国においては、高齢化が着実に進展しており、六五歳以上の人口が総人口に占める割合は一九九〇年の約一二%から、二〇一〇年には約二二%に達することが見込まれている。また、高齢者が世帯主である世帯の全世帯に占める割合はそれを上回る勢いで増加し、一九九〇年の

高齢人口の推移 (単位:千人、%)

年 次	人 口		総 人 口 比		
	総 数	65歳以上	75歳以上	65歳以上	75歳以上
昭和35(1960)	94,302	5,398	1,642	5.7	1.7
40(1965)	99,209	6,236	1,894	6.3	1.9
50(1975)	111,940	8,865	2,841	7.9	2.5
60(1985)	121,049	12,468	4,712	10.3	3.9
平成 2(1990)	123,611	14,895	5,973	12.0	4.8
7(1995)	125,463	18,226	7,141	14.5	5.7
12(2000)	127,385	21,699	8,742	17.0	6.9
22(2010)	130,397	27,746	13,021	21.3	10.0
30(2018)	129,154	32,523	15,658	25.2	12.1
32(2020)	128,345	32,738	16,049	25.5	12.5
37(2025)	125,806	32,440	18,220	25.8	14.5

(資料) 平成 2 年までは総務省統計局「国勢調査」
平成 7 年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」
(平成 4 年 9 月) の中位推計値

高齢者が世帯主の世帯数の推移



約一六%から、二〇一〇年には約三〇%に達するものと予測され、特に、単身世帯、夫婦のみ世帯などの小規模な世帯の増加が顕著である。

なお、六五歳までの生存率は約九割であり、また八〇歳では男性の半数、女性の約七割が生存しており（平成五年度簡易生命表〔厚生省〕）、いまや人生八〇年を基準にしたライフプランを考えなければならない時代になってきている。

このようないきいきとした長寿社会を実現するためには、「いきいきとした長寿社会を実現するための環境整備」として、次の七点をあげている。

①五〇代からの住まいに焦点を当てた
住宅政策の展開

今までの住宅政策は、世帯の形成期、子育て期を中心に戸籍登録による世帯の変遷に対する政策は、子育て期を中心とした政策と捉えられてきた。しかし、大部分の人が八〇年を生きる「人生八〇年時代」は、根本的に構造が異なる社会である。そこでは、仕事・職場や子育てから解放され、自分の望む活動を自由に行う機会が飛躍的に増大する。このため、これらの活動が円滑に行えるよう住宅や居住環境の質を高め、住生活の向上を図ることが、いきいきとした長寿社会を構築する上で大きな役割を果たすこととなる。

これまでには、ややもすれば、高齢期すなわち六五歳以上として捉え、その前後を一つの区切

りとした上で、それ以降のみに着目して住宅のあり方を論じがちであった。しかしながら、平均的な勤労者のライフサイクル全体を視野に入れるならば、

(1) 子供が学校を卒業し、子育て期が終了する五〇代以降は、来るべき高齢期を視野に入

れつつ自分の人生を実り豊かなものにする上で貴重な時期であること

(2) 高齢期になると、新たな環境の下で生活を始めるよりも慣れ親しんだ場所に住み続けたいとするニーズが大きくなることから、

高齢期を迎える前に将来を見通しての住まいの確保が望まれること

等から、五〇代を境に住宅ニーズが変化するものとして捉え、それ以降のニーズに対応した五〇代からの生活の充実に向けた行動を積極的に支援することが必要である。

② 身体機能の低下等に対応可能な 住宅の整備

このようないきいきとした住生活を支援するための政策としては、第一に、段差がなく、手すりの設置が可能となるなど、身体機能の低下が目立ち始める後期高齢期に至つても、基本的にそのまま安全で快適に住み続けることができるような仕様を備えた住宅、さらには、要介護状態に至った場合にも、容易に介護サービスが受けられるような住宅の普及が必要である。

このことは、要介護状態の予防、介護の労力の節減に寄与するものであり、社会的な介護費用の節減に資するという点からも望まれる。

③ 居住の安定と多様なニーズへの対応

第二に、高齢者世帯がニーズにかなった住宅に安定的に居住できる環境を整える必要がある。

高齢者のみ世帯（高齢者の単独世帯及び世帯主が高齢者の夫婦のみ世帯）の数は一九九〇年の三七五万世帯から二〇一〇年には約一、〇〇〇万世帯へと大幅な増加が見込まれる。現在、民間賃貸住宅においては立ち退き要求の不安が大きいなど、居住の安定性の面で課題を抱えており、今後、こうした民間賃貸住宅市場の問題の解消に努めるとともに、公共賃貸住宅の重点的な供給と併せ、全体として、安定的な受皿を用意する必要がある。

また、持家居住世帯についてみても、住宅が老朽化していたり、身体機能の低下に対応できないなどの問題点を抱えている場合も多い。このような持家に居住する高齢者でフロアの収入が少ないと、持家等の資産を活用して、自らのニーズにかなった住まいを実現できるような枠組みの整備も欠かせない。

さらに、親世帯と子世帯の同居が減少する一方で、「ステップのさめない距離」での近居ニーズ等が増加の傾向にある。また、血縁に基づくこ

となく、気の合った者が複数集まって居住するコレクティブ・ハウジング等のニーズも顕在化してきた。今後、これらの多様な居住ニーズに対応した選択肢を確保することも重要である。

④福祉政策等との連携

第三に、必要になつた場合に福祉や医療のサービスをいつでも受けることができるという条件を備えていることが重要である。このため、長期的には、高齢者等が安全で、外部からの各種サービスを円滑に受けることができる住宅に居住する一方、在宅であれ施設であれ、サービスを必要とするもの誰もが身近にそれを手に入れられる社会を実現することを目標とし、住宅政策と福祉政策の連携を一層充実すべきである。

⑤利便性の確保・向上

第四に、福祉・医療サービスのみならず、日常生活を支える各種民間サービスを円滑に享受できるような利便性を確保した住宅を円熟期の世帯向けに整備することも重要である。すなわち、身体機能が低下に向かう人々が、長年慣れ親しんだ都市的なサービスを享受しつつ充実した生活を送れるよう、利便性の高い都心部での居住を望む場合も少なくないことから、子育てが終了した五〇代からの小規模世帯向けの住宅

を中心市街地に近い地域で供給することが必要である。

⑥少子化への対応

第五に、現在の少子化傾向に歯止めをかけることが、長寿社会への対応として、社会的に強く求められている。このため、子育て環境の向上を支える観点からも、規模の大きな住宅の供給や、託児サービス等との連携を通じ、住生活の質の向上を目指すことが重要である。

⑦長寿社会に対応した宅地開発の推進

宅地開発においても、高齢者を含むすべての人々が安心して快適な暮らしを営むことができる生活空間を整備していくことが重要であり、高齢者向け福祉施設の立地の促進、公共施設等におけるバリアフリー化（段差解消、スロープの設置等による移動障害の除去）等を推進していく必要がある。

住宅宅地審議会答申では、二一世紀に向けた住宅政策体系を、住宅市場全体を対象とし、①住宅市場が円滑かつ適正に機能するような条件整備（基礎整備と制度的枠組みの整備）②住宅市場を活用した政策目的の達成（市場の誘導）③市場を補強・補完するための住宅の公的供給

（市場の補完）の三分野から構成されるものとしており、この新しい政策体系に沿つて、「いきいきとした長寿社会を実現するための環境整備」のために住宅政策において今後実施すべき施策を次のように整理している。

①住宅市場が円滑かつ適正に機能するための条件整備

(1)高齢の入居者及び家主を支援するシステムの構築

高齢者の入居について、病気や怪我をしたときの対応や家賃の支払い等に関する家主の不安が大きいことなどが民間賃貸住宅への円滑な入居への妨げとなつていることを踏まえ、これらへの高齢者の入居を支援するとともに高齢者が安定的に居住できるよう、住宅のあつせん、各種損害の補償、緊急通報や巡回サービスなどを地域の事情により組み合わせるなど、入居者及び家主を支援するシステムを構築する必要がある。

このようにして民間賃貸住宅を活用することは、急増が見込まれる賃貸住宅居住高齢者世帯のニーズに対応するための公共賃貸住宅の負担の軽減にも資することが期待される。

(2)高齢者の資産活用制度（リバース・モーティジ等）の整備

収入が減少していく高齢者がそれまでに蓄積した居住用資産を活用し、高齢期のニーズにあつ

た居住を確保できるような新たな選択肢として、債務者の死亡時に一括して清算する方式による住宅改造資金調達制度の導入、公的主体が高齢者の自宅を買い取って改良を加えた上で從前居住者に賃貸住宅として提供する事業制度の導入など、いわゆる「リバース・モーゲージ」に類する制度の創設について検討すべきである。

また、当初入居時の一括払いにより将来の家賃負担の不安を解消するなど、高齢者世帯の家計の特性に応じた新たな家賃支払い方式について、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社等の公的主体による活用が望まれる。その場合、こうした一時払い金の調達の円滑化を図るため、税制の取扱いについて、住宅を購入する場合とのバランスを図ることが必要である。

② 住宅市場を活用した政策目的の達成

(1) 身体機能の低下等に対応可能な住宅整備への支援

身体機能の低下等に対応できるということを、「寿命が長い」住宅が備えるべき仕様の一つとして位置付け、その普及を図ることが必要である。

具体的には、次期住宅建設五箇年計画において望ましい高齢者の居住水準を位置付けるとともに、新築での標準的な仕様の普及を図るため、「長寿社会対応住宅設計指針」の普及等の情報

提供を推進するとともに、この指針と連携を図りつつ、融資、税制等の誘導機能の充実を図ることが重要である。

また、個々の身体機能の状況に応じた住宅の改修を推進するため、(ア)増改築相談員制度とりフォームヘルパー制度の連携の強化による改修相談体制の充実と、(イ)一定の要件を充たす改修工事に対する融資、税制等の措置の充実・重点化等を進めるべきである。

(2) 同居、近居、コレクティブ等多様なニーズへの対応

近居は、子世帯が親世帯の近くに住宅を確保することにより実現可能であり、これを円滑に行えるよう住宅市場の活性化を図ることが対応の基本である。同居については、同居用の住宅取得を支援するための住宅金融公庫融資の優遇措置を今後とも推進するべきである。

また、血縁に基づかない共同居住ニーズに対し、制度の見直しも含め、公共賃貸住宅での対応のあり方を検討する必要がある。

③ 住宅市場を補強・補完するための 住宅の公的供給

(1) 公営住宅制度の見直し

答申においては、「施策対象層の的確化と地方の自主性の拡大・計画性の確保」と「良好な地域コミュニティ形成への配慮等」として以下の通り記述している。

「施策対象層の的確化と地方の自主性の拡大・計画性の確保」

市場において、公庫融資が大きな誘導機能をもつことに鑑み、次のような制度に改めるべきである。

公庫融資が広く住宅の質の確保や返済安定化に寄与している状況に十分配慮しながら、民間

との役割分担と質誘導の強化を図る観点から、対象とする住宅床面積要件を見直すとともに、パリアフリー化（中略）などを貸付条件とする方向で検討すべきである。

また、規模を重視した現行の融資体系から政策誘導を重視した体系への移行を検討すべきである。例えば、(ア)長寿社会対応住宅などの性能の高い住宅（中略）など二一世紀にふさわしい質の高い住宅の整備や、一時取得者、計画的な住宅取得者など支援が必要な者に対する援助の重点化、(イ)割増融資制度について整理統合化し、地方公共団体の住宅施策との連携にも配慮しつつ、誘導効果の大きなものに再編することなどが考えられる。（後略）

具体的には今後の本格的な長寿社会の到来及び高齢者・障害者等を取り巻く民間賃貸住宅市場の状況等を踏まえ、特に住宅に困窮する高齢者・障害者等の世帯については施策対象層を強化する方向、それ以外の世帯については中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅制度が創設されたことに伴って施策対象層の整合性を図る方向を基本とし、地域の所得水準、住宅事情等を勘案して、入居収入基準のあり方、同居親族要件の見直しを図る。その場合、地方公共団体に自主性が拡大するよう配慮するとともに、地域の住宅マスターープランを踏まえ、適正な管理計画の下、計画的な公営住宅の管理を確保する仕組みを構築する必要がある。

「良好な地域コミュニティ形成への配慮等」

今後の新規建設、建替えにおいて、地域の良好なコミュニティ形成等のため、(中略)公営住宅団地が、長寿社会にふさわしいまちづくりや良好な地域コミュニティの形成において、その核として機能するよう、団地内に設置ないし併設する施設等について見直しを行い、その制度化を図る。(後略)

(2) 住宅・都市整備公団の業務の見直し

答申では、「重要な政策課題に対応する積極的取り組み」として、「長寿社会に対応した住宅の供給」をあげ、以下のように述べている。

高齢者向け住宅の供給、既存賃貸ストックの高齢者向け活用等に積極的に取り組むべきであ

る。この場合、住戸の供給にとどまらず地方公

共団体の医療・福祉施策との連携強化によるサービスの充実、新たな家賃支払い方法の開発等高齢者が安心して生活できるような条件整備も併せて取り組むべきである。また、公団住宅に居住する高齢者の居住の安定のため、他の公共



(3) 福祉サービス等の充実

福祉サービス等の充実に向け、住宅施策と福祉施策の連携を一層強化するため、ライフサポートアドバイザーによる日常生活支援サービスを提供するシルバーハウジング・プロジェクトや、福祉・医療サービスの提供に加えて終身年金保険の活用等により将来の家賃負担の心配をなくしたシニア住宅の整備を積極的に進める。特に、シニア住宅については、公共における取り組みに加え、民間主体による優良な事業を推進するための制度化を推進するべきである。

また、公共住宅団地に、団地の居住者のみならず周辺住民を対象とした福祉施設を設置し、公共住宅団地を地域の福祉サービスの供給拠点として整備することは、住宅政策と福祉政策の密接な連携を図る上で有効な手法と考えられる。このため、こうした施設の制度上の位置付けを明確化するとともに、地域の実情を勘案しつつ、原則として都市部の大規模公共住宅団地に福祉施設を合築・併設する方向で、連携を推進すべきである。

この答申の内容を十分に踏まえ、建設省においては、今後、いきいきとした長寿社会の実現等に向けて、第七期住宅建設五箇年計画の策定をはじめとする各種施策に積極的に取り組むこととしている。

長寿社会の住まい方

建設省住宅局市街地建築課

近年、高齢化、都市化が進展する中で、増大する高齢者及び障害者が、社会の重要な一員として参画し、交流できるようなまちづくりが強く望まれています。建設省としても高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進を積極的に行つていく必要があります。そこで、平成三年

度に福祉のまちづくりモデル事業を創設し、次に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成六年法律第四四号。通称ハートビル法)に基づく建築物の整備促進等の施策を織り込んで、福祉のまちづくりモデル事業を拡充した、人にやさ

助を行い、その整備を促進する。

いまちづくり事業を、平成六年度に創設しました。同事業は、駅のエレベーターやエスカレーター、動く歩道等、高齢者や障害者に配慮した移動システムの整備を目的にしています。まずは整備計画を策定し、次年度以降でそれに基づく整備を行つていきます。

人にやさしいまちづくり事業の概要

○対象地域

イ 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯

及び都市開発区域等

ロ 人口五万人以上の都市

ハ 厚生省事業等の実施都市

○事業内容

①市街地における道路空間等と一体となつた

移動システム等の整備

②動く通路、スロープ、エレベーター、その他の市街地における高齢者・身体障害者等

の快適かつ安全な移動を確保するための施設等及び当該施設の整備計画策定に対し補

人にやさしいまちづくり事業実施地区

平成二年度

北海道（伊達町）、群馬県（高崎市）、埼玉県（浦和市）、富山県（高岡市）、石川県（小松市）、愛知県（大府市）、三重県（松阪市）、徳島県（徳島市）以上八地区

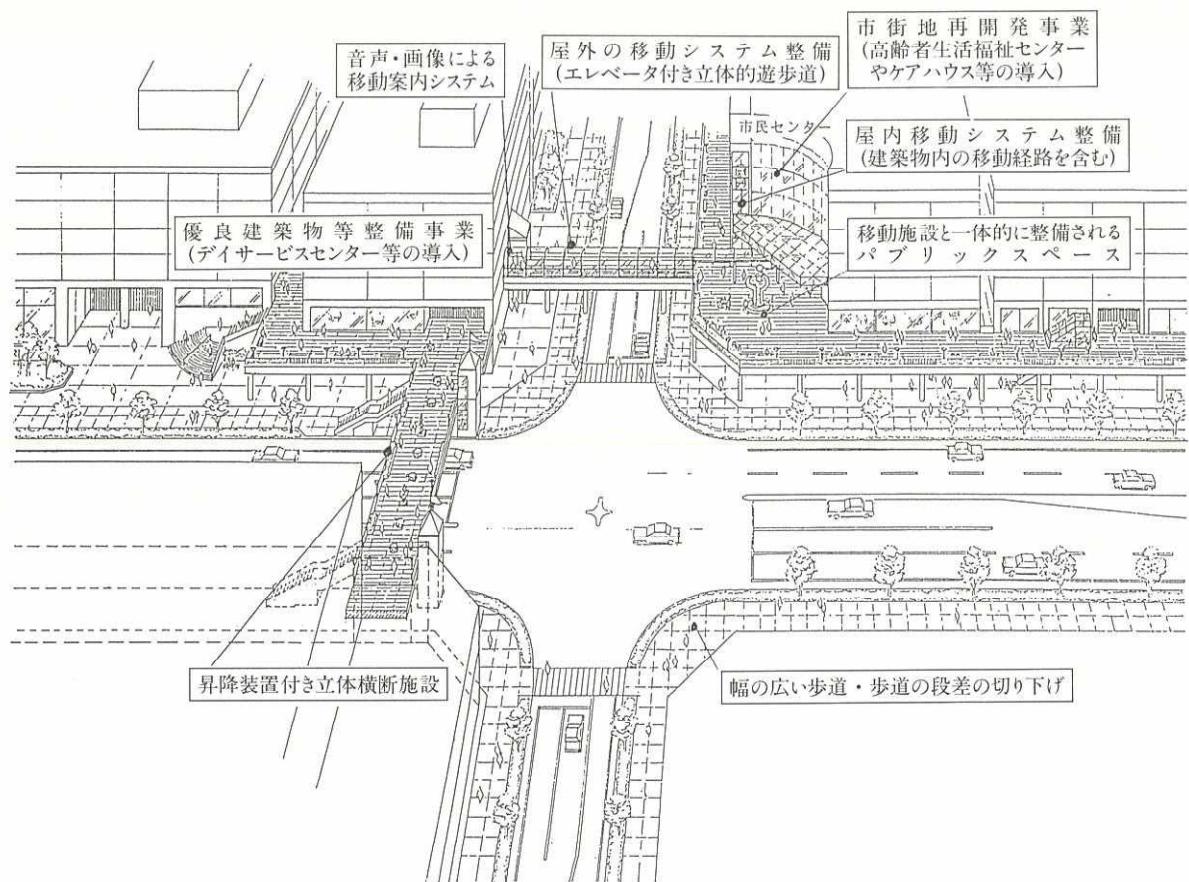
福島県（本宮町）、大阪府（堺市）、愛媛県（西条市）以上三地区

平成四年度
群馬県（高崎市）（継続）、山口県（新南陽市）、徳島県（徳島市）（継続）、愛媛県（西条市）（継続）、福岡県（大牟田市）以上五地区

平成五年度
以上五地区

●幅の広い歩道、歩道の段差の切り下げ、立体横断施設（昇降施設付き）、コミュニティ道路等交通安全施設等の重点的整備を行う。

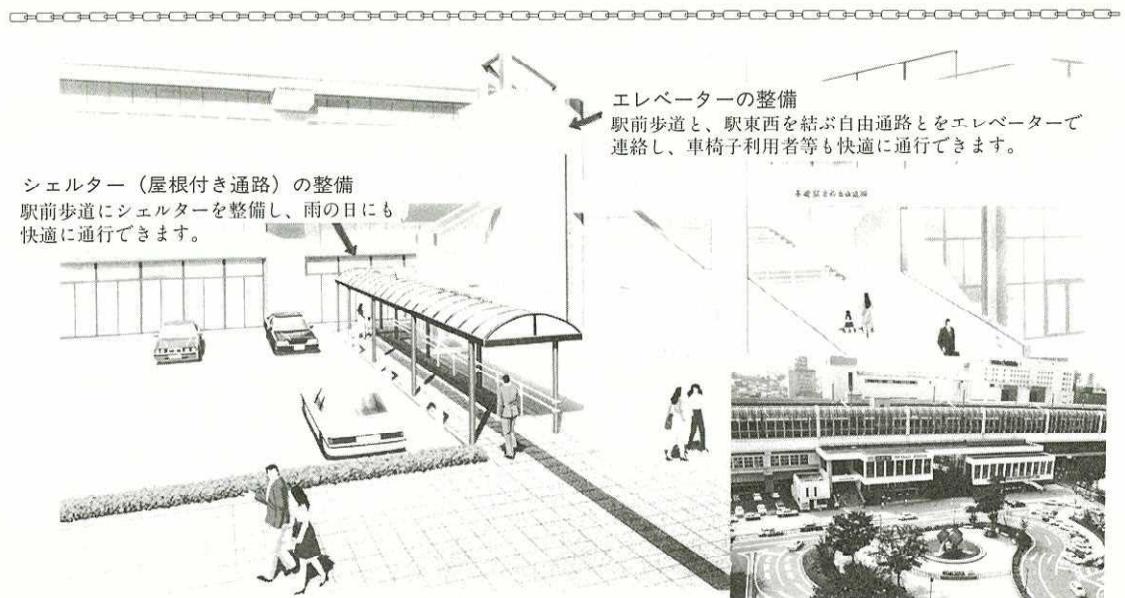
平成六年度
宮城県（岩沼市）、群馬県（高崎市）（継続）、神奈川県（横須賀市）、山梨県（甲府市）、新潟県（見附市）、長野県（長野市）、愛知県（豊橋市）、三重



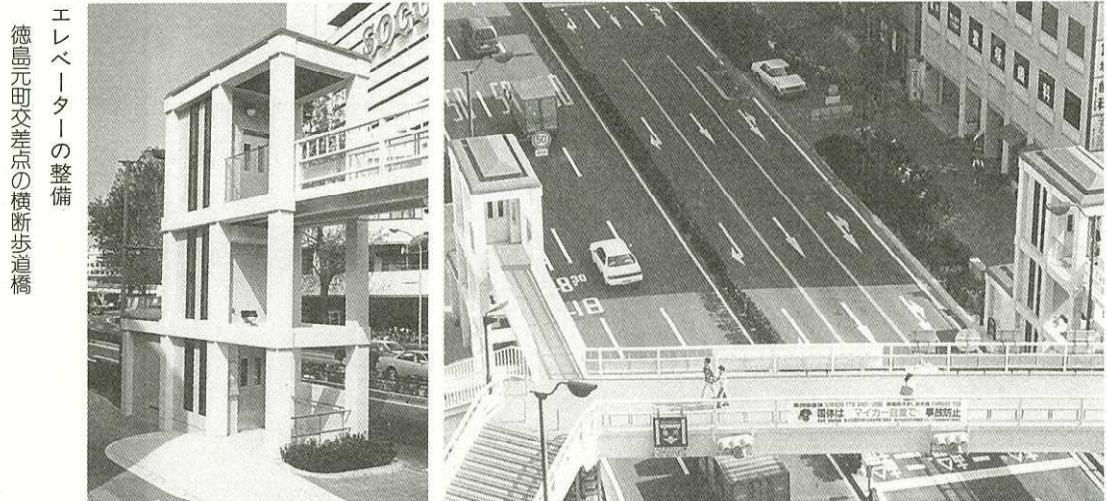
人にやさしいまちづくり事業のイメージ図

- ①群馬県高崎市・高崎中心市街地地区
土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、土地の合理的かつ高度利用を図っており、特に市民利用の多い施設が集積している地域等を、福祉ゾーンとして重点的に推進していくものである。
- ②徳島県徳島市・内町地区
・駅に接続するEV整備
高齢者・身体障害者にとって、快適かつ安全に移動できるよう道路、公園、駐車場等、都市施設の整備を行う。特に公共施設、駐車場及び医療機関の集積地を安全に移動できるよう、工
- 県（松阪市）（継続）、滋賀県（守山市）、京都府（精華町）、岡山县（倉敷市）、愛媛県（宇和島市）、福岡県（大牟田市）（継続）、福岡県（春日市）
平成七年度（予定）
宮城県（岩沼市）（継続）、茨城県（土浦市）、栃木県（国分寺町）、神奈川県（横浜市）、同（厚木市）、同（二宮町）、新潟県（見附市）（継続）、山梨県（甲府市）、長野県（長野市）（四地区）、静岡県（舞阪町）、愛知県（豊橋市）（継続）、兵庫県（川西市）、鳥取県（倉吉市）、愛媛県（宇和島市）（継続）、福岡県（大牟田市）（継続）、大分県（別府市）（継続）
以上一九地区（予定）

事業地区の例



高崎駅東口におけるエレベーター及びシェルターの整備



エレベーターの整備

徳島県阿南市・三好市
徳島県元町交差点の横断歩道橋

レバーテーの整備を行う。

・公園地下の駐車場に接続するEV整備

③福岡県大牟田市・有明町地区

他都市と比較し、著しい早さで進行している高齢化に対応するため、老人や身体障害者が自由に自らの力で移動できる空間の整備を図ることを目的として、歩道整備、高齢者・身体障害者用横断歩道橋等の建設、公共施設の改善整備等を行政が主導的に実施し、全市的な整備の先導的なまちづくりを進める。

- ・市役所を接続するスカイウェイ整備
- ・EV整備（三基）
- ・段差解消九ヵ所
- ・案内板八ヵ所

- ・自動ドア設置（十三ヵ所）
- ・身体障害者用トイレ

④滋賀県守山市・守山南部市街化地区

障害者や高齢者が地域の中で「共生」する社会を目指し、自立可能な環境整備のために、エスカレーター等の設置により、歩行負担の軽減と移動の連続性を確保し、歩道の整備や安全性確保措置を講じて、ハンディキャップを持つ人々に快適なまちづくりを推進する。

- ・エレベーター二基
- ・エスカレーター八基
- ・道路整備

⑤三重県松阪市

高齢者・障害者等が健常者と共に活動できる

移動空間づくりを実現するため、誰もが安全で快適かつ自由に移動できる歩行者ネットワークづくりを重点的に進める。まず、市民病院に隣接する市営駐車場から松阪公園、市役所等公共的施設への移動通路での段差解消（スロープ化）の整備を行い、歩行者ネットワークづくりを進めた。

- ・スロープ

等

当事業については、平成七年度、新たに車いすを利用する人向けの駐車場の整備費を補助対象に追加致しました。

予算額の推移（国費）

平成三年度	五〇（百万円）
平成四年度	一五〇（百万円）
平成五年度	一六〇（百万円）
平成六年度	四一〇（百万円）
平成七年度	七二一（百万円）

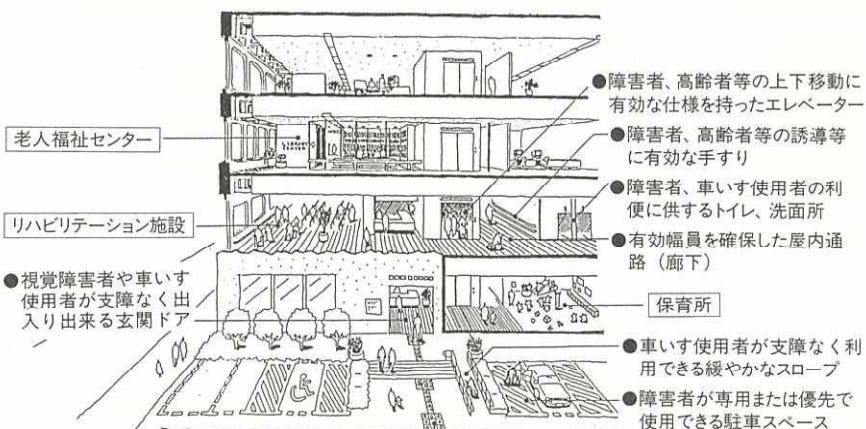
以上のように大幅なペースでアップしています。

市街地再開発事業

（福祉空間形成型プロジェクト）の要件

- ・社会福祉施設等の再開発ビルへの導入が福祉

- ・当該福祉施設の延べ面積が保留床の延べ面積の十分の一以上であること。
と
- ・社会福祉事業法、生活保護法、児童福祉法、



福祉空間形成型プロジェクトのイメージ

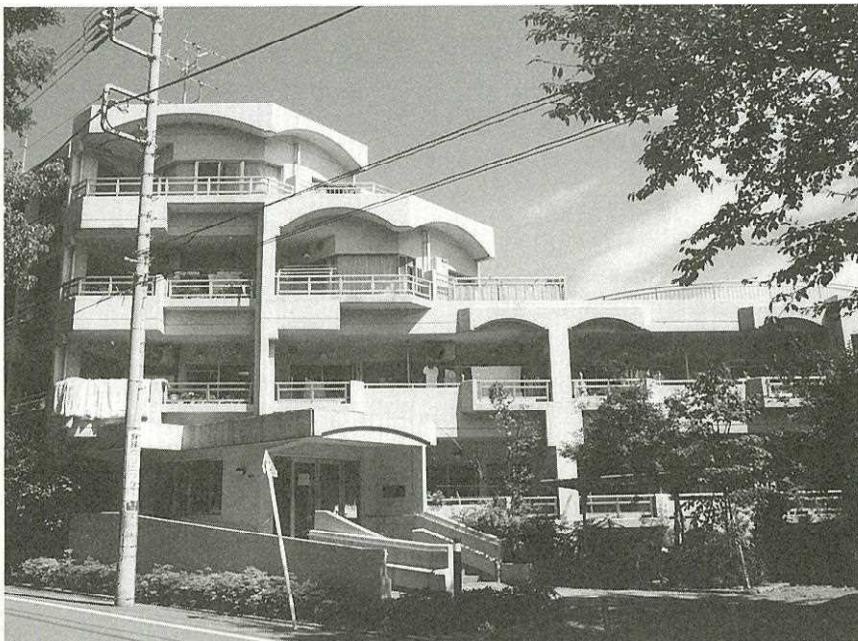
- ・民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に定める特定民間施設
- ・医療法上の医療提供施設で前記施設と一体的に整備されるもの

以上のように、高齢者・障害者も地域社会などで快適な生活ができるようにするためのノーマライゼーションの推進等、積極的な取り組みを進めているところであり、二十一世紀へ向けて明るい活力のある長寿・福祉社会を目指しています。

これらは、建設省道路局や厚生省の「交通安全事業」、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」、「ふるさと21 健康長寿のまちづくり事業」等との連携を図りつつ、円滑に実施しているものです。更に、今後も高齢者・障害者を重視した施策の拡充を図っていくこととしています。これらの施策を通じて、地方公共団体が、人にやさしいまちづくりをテーマとして自らのまちづくりを展開していくことが期待されます。

「エステート千歳希望ヶ丘」に見る

自立型シニア住宅について



住宅・都市整備公団
住宅企画部 建設計画課長

村山 邦彦

多様な住まい方に応じて

高齢社会を迎えた今、高齢者にとって安心して住むことのできる住宅が、基本的に不足しているばかりか、どのような住宅が必要であるのかと、またそれは、どのくらい必要であるのかといった事柄に明確な答えが得られていない。私は、公団で住宅建設の仕事にたずさわる実務者の一人として、そのように感じております。

というのは、高齢者の方々がどのような住まい方をされるのかを様々な機会に見聞きしたり、考えたりしてみると、それは一定の「型」ではとらえられないという感をその都度深めるからです。「千差万別」であるというのが結論であるように思います。

そうであれば、高齢社会の住宅のあり方を探るについても、少なくとも一定の型にはまつた考え方は相応しくないということが言えそうです。

実際、これまでの公団の高齢者向け住宅についての取り組みは、一定の型を前提としたものではありません。今後、高齢者のみの世帯や、高齢者を含む世帯が急速に増大していくという予測を、数多くのレポートが示しているところから、従来の住まいづくりの考え方や、実際に行われる住宅供給をこうした予測を踏まえたものに沿わせて切り換えていくことが急務である

と考えている次第です。

平成八年度の予算要求においては、今後、公団の建設する住宅は全て高齢者向け仕様の住宅としていくこととしております。平成七年度では総建設戸数二六千戸の内一四千戸を高齢者仕様の住宅として予算が認められたところですが、これを全てに拡大しようということです。

公団は、平成二年度から高齢者向け住宅の建設、平成三年度からはバリアフリー化の推進を行なうなど積極的に高齢者対策を推進してきているところです。

この場合、①高齢者が一定の割合で住まうことができる街づくり、②高齢者の多様な住まい方に応じた住宅づくり、③高齢者のための安全で便利な住環境の整備を基本的な考え方としているところです。

高齢者住宅の主な仕様は次に示したように高齢化対応仕様の内容に加えて、高齢者の生活上の安全性、利便性を考慮し、①必要な個所へ手すりを設置、②高齢者にとって使いやすい機器の積極的採用、③緊急通報装置の設置を備えたものとしております。

また、多様な高齢者の住宅ニーズに対応して、三つのタイプの高齢者向け住宅を建設することしております。

I型：

団地内において一般世帯と混在した

高齢者向け仕様の高齢単身、夫婦世帯向け住宅

II型：

公共団体の高齢者福祉施策と連携し

た高齢者向け仕様の住宅（シルバーハウジング等）

民間等の生活関連サービスと連携した高齢者向け仕様の住宅（平成四年度に、生活関連サービス等を管理運営する「高齢者財團」への公団の出損が予算化され、平成四年度から、財團によるサービスを附加した住宅（シニア住宅）の建設が開始されている。）

それぞれのタイプの平成五年度までの実績は次のとおりです。

「エステート千歳希望ヶ丘団地」は、東京都世田谷区船橋七丁目に所在する高齢者向けの賃貸住宅（二〇戸）です。

公団としては、最初の「シルバーハウジングプロジェクト」とび「シルバーピア事業制度」による住宅です。

「エステート千歳希望ヶ丘団地」は、東京都世田谷区船橋七丁目に所在する高齢者向けの賃貸住宅（二〇戸）です。

「シルバーハウジングプロジェクト」は、建設省及び厚生省によって昭和六二年度から実施されている制度で、これらの世帯に對して福祉施策と住宅施策との密接な連携のもとに、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計を備え、福祉サービスを適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を行おうというものです。

また、「シルバーピア事業制度」も同様の趣旨から東京都において実施されている制度です。

住宅の形式は、1DKが一四戸（専用面積二二・四七m²）、2DKが五戸（五四m²）の他、ライフサポートアドバイザー（LSA）用の住宅

の希望に対する優遇も行い、総合的な高齢者対策を講じているところです。

そこで、公団の高齢者向け住宅の取り組みを具体的に知つていただきため、地方公共団体と連携し、福祉サービスも受けられる、しかし、自立型の高齢者向け住宅の実例として「エステート千歳希望ヶ丘団地」を紹介したいと思います。

「エステート千歳希望ヶ丘団地」

		平成5年度までの累計戸数	
		戸	
I 型		6,428	
II 型		656	
III 型		183	
合 計		7,267	

また、高齢者を含む世帯の公団住宅への入居について、募集時に、一般応募者の一〇倍の当選率とする優遇や、住宅選定に当たって生活に適した階（一階またはエレベーター停止階）への斡旋に努め、これに加えて昭和六〇年度からは、同一団地に高齢者世帯と親族世帯との近居

が一戸の計二〇戸となっています。

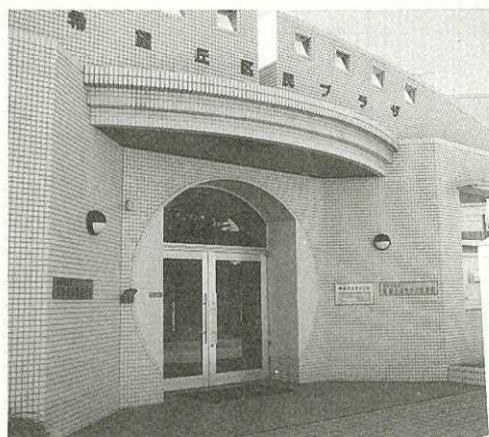
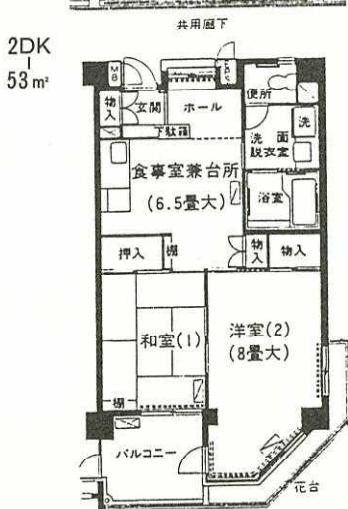
シルバーハウジングプロジェクトにおいては、原則として単身高齢者、夫婦のみの高齢者を入居の対象としており、ライフサポートアドバイザー（LSA）を約一〇～三〇世帯につき一人配置することで、一時的、応急的な高齢者へのサービスを行うこと、高齢者向けの設置、機能を有し、かつ緊急システムが組み込まれた集合住宅としています。

「エステート千歳希望ヶ丘団地」においては、世田谷区とタイアップしており、LSAは世田谷区から派遣していただいております。

このLSA用住宅と、高齢者住宅との間で、緊急通報装置、生活のリズムセンサーなどの通報・連絡設備が設置されています。生活リズムセンサーというものは、入居者が日常生活する上で、必ず使用する機器等と連動して、例えば、便所の使用が長期になされていらない場合等に感知できます。

世田谷区の在宅福祉サービス等の利用も可能で、区の福祉事務所や有料在宅サービスとして世田谷ふれあい公社にあわせて、近隣の高齢者在宅サービスセンター新樹苑の利用も可能になります。

住宅の特徴としては、上記の①緊急通報用の設備の他、②ダイニングコーナーを玄関近くに設け、共用部とのコミュニケーションを図る、③バルコニーを広くし、隣戸と小さな木戸でつなげる、④浴室、トイレの壁に手すりを設置、⑤洋室の床にコルク系のすべりにくい床材を使



用、段差を最小限に抑える、⑥浴室内の床をすべりにくいタイル貼りとし、浴槽も高齢者のまちやすい高さとする、⑦水栓はシングルレバーの使いやすいものとするなどです。

住宅の家賃は、1DKで六五、六一一円～一〇六、〇九〇円、2DKで一〇九、二八三円～一一六、五九六円、入居資格は原則として六五歳以上の高齢者で日常生活が自立して営める方としています。

平成二年二月に募集を行ったところ、一九〇家の募集に対し三六二人、一九・五倍の応募結果でした。

応募された申込みの理由で評価が高かったのは、高齢者向け内装設備や緊急通報体制が掲げられています。また、住宅と一体で世田谷区の施設、音楽室、集会室、まちかど図書館が設置されております。

世田谷区の在宅福祉サービス等の利用も可能で、区の福祉事務所や有料在宅サービスとして世田谷ふれあい公社にあわせて、近隣の高齢者在宅サービスセンター新樹苑の利用も可能になります。

住宅の特徴としては、上記の①緊急通報用の設備の他、②ダイニングコーナーを玄関近くに設け、共用部とのコミュニケーションを図る、③バルコニーを広くし、隣戸と小さな木戸でつなげる、④浴室、トイレの壁に手すりを設置、⑤洋室の床にコルク系のすべりにくい床材を使

いと考えておりますので、ご支援をよろしくお願い致します。

みなさんは「病は気から」という言葉を存じだろう。この言葉は半ば迷信のように思われるがちだが、近年医学による裏付けが可能になり、本当のことであることが明らかになってきた。物事を良いことだと捉えると良いホルモンが、悪いことだと捉えると悪いホルモンが脳の中に発生するというのだ。

今まで、東洋医学と西洋医学は全く別世界のもの、相反するものと思われてきたが、脳生理学や分子生理学の発達のおかげで、東洋医学を現代医学によって解説できるようになった。

たとえば東洋医学の治療で用いられてきた鍼治療も、実は脳から出る麻薬に似たモルヒネ様のホルモン（筆者はこれを便宜上「脳内モルヒネ」と呼んでいる）によって説明がつくようになったのだ。

筆者は、本来人間はその体内にあらゆる疾病に対しての防御機能をもっており、それが十分にはたらけば、ガンや心臓病、あるいは脳血管障害などはかなり少なくなり、またそれが生きていなければ、ふだんのライフスタイルや食生活が間違っていることが多いからだと述べている。

高齢化がますます進み、ストレスの多い近年社会にあって、医療の在り方、健康とよりよい生き方について新しい観点からのヒントが述べられる一冊である。

(IGA)



春山 茂雄 著

「脳内革命」

サンマーク出版 1,600円

みなさんは、「東洋」と聞いてどういったイメージを持たれるであろうか。これまではどうちらかと言えば欧米諸国が時代のイニシアチブを取っていた中で、「東洋」と言われるアジア諸国はいわゆる先進諸国に対する「発展途上国」として認識されていた感が強い。

しかしながら、近年の世界情勢のドラスティックな変化の中で、中国が解放路線を取り、また、ASEANに代表されるような東南アジア諸国はより一層の発展を遂げ、世界貿易に占める割合も急増するなど、世界における存在感も増してきている。経済も好調であり、景気が一進一退の動きを続ける日本とは対照的である。

また、これらアジア諸国と日本は、今や切っても切れない関係にあり、今後は現在にも増して緊密な関係が構築されることが予想される。

この本では、中国、ベトナム、シンガポール、フィリピン、インド、ミャンマー、そして韓国といったアジア諸国の驚くべき実事が親しみやすいエピソードを交えて紹介されている。肩が凝らず、コーヒー片手に読めるお薦めの一冊である。

(TRU)



深田 祐介 著

「最新東洋事情」

文藝春秋 1,500円

高齢者に住みやすい環境づくり

長寿がよろこびとなるような

岡 県

土木部都市局住宅課



川上町「しあわせ荘」

I 現状と課題

岡山県における六五歳以上の高齢人口は長期の増加傾向が続いている。高齢化率は、全国平均と比較して常に三・八ポイント弱の高い率で推移している。この傾向は今後も続くものと見込まれ、平成二年の十四・八%から、平成十二年には二〇・七%と二割を超え、平成二二年には二四・九%と四人に一人が高齢者になると予測されている。

また、高齢者のいる世帯も年々増加しており、平成二年には総世帯に占める割合が三三・一%になり、昭和四五年の二六・一%に比べ大幅に増加している。

高齢者のいる世帯の住居の状況についてみると、持ち家に住む世帯の割合は、全体の九〇・八%を占め、一般世帯の六七・九%に比べ高い比率となっているが、一方で、高齢者実態調査によれば、介護が必要な高齢者のうち約三割が風呂、便所等の不便を訴えており、高齢者の在宅生活を支援するうえで住宅対策は重要な課題となっている。

このような状況に鑑み、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自立し、いきいきと快適に暮らしていくためには、保健福祉サービスの推進などソフト面と併せ、高齢者に住みやすい環境づくりをすすめることが重要である。つまり、

高齢者の日常生活に適した住環境を整備するため、高齢者に配慮した住宅を供給するとともに、住宅改造を促進する必要がある。

II 岡山県における取り組み

これらの現状と課題をふまえ、以下、本県における様々な高齢者対策のうち、とりわけ住宅対策について、長寿社会対応住宅の供給、高齢者関連住情報の提供、高齢者向け融資制度、及び高齢者のための住宅相談の各項ごとに、その取り組み状況を紹介していくこととする。

一、長寿社会対応住宅の供給

(一) シルバーハウジング・プロジェクト

平成五年度に策定したシルバーハウジング・プロジェクト事業計画に基づき、県営住宅の中で、ほぼ二キロ圏内に九ヵ所の医療機関、三ヵ所の福祉施設が立地している中庄団地(倉敷市)

をモデル団地に選定して、平成七年度中にシルバーハウジング二三戸の入居決定をする予定で、現在急ピッチで工事を進めている。

今後は、当プロジェクトをモデルとして、本

制度の県下各市町村への普及推進を図ることとしている。

(二) 既設県営住宅の改善

既設県営住宅のうち、引き続き相当期間使用が可能な住棟の一階部分について、レバーハンドル・手すりの設置、浴槽の落とし込み、段差解消等高齢者の安全性、利便性を考慮した設備を設置し、高齢者世帯向け住宅に改善することにより既存ストックの有効活用を図るため、平成二年度から計画的に高齢者対応改善を実施しております、平成六年度までに四〇戸が実施済みとなっている。

なお、平成六年度以降の県営住宅の建て替えにあたっては、全ての住戸について、公営住宅建設基準に示された高齢化対応仕様としており、現在、四八戸を建て替え、さらに、実施中のものが一七〇戸、計画中のものが約三〇〇戸である。

(三) ひとりぐらし老人共同生活支援事業

ひとりぐらし老人は、社会参加の機会が少ない者が多く、日常生活において不安や孤独を感じるとともに、身体機能の低下等に伴って家事負担や緊急時の不安が増大している状況に鑑み、こうした高齢者が、それぞれ長年住み慣れた地域において、健やかで安心して暮らすことができるよう、相互に助け合つて共同生活できる場を提供し、地域社会で支えることにより、ひとりぐらしの高齢者の人々の不安や孤独感を

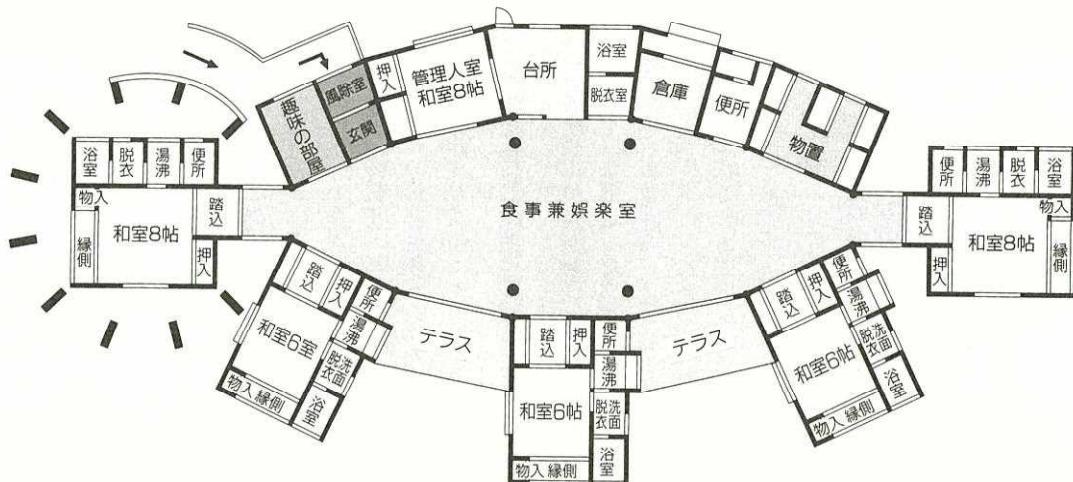
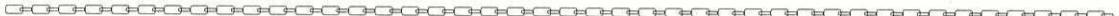
解消とともに、生活の安定を図るために、平成六年度から単県施策として実施している。

この事業は、市町村がひとりぐらし老人を対象に、利用定員が概ね六人程度の共同生活施設を整備し、入居者の生活等の援助を行う者を配置する場合に、その施設整備及び運営に要する経費を県(保健福祉部高齢者対策課所管)が助成することとしている。

共同生活施設においては、居住者は、家事の役割を分担しながら相互に助け合い共同生活をする。また、居住者の夜間の不安を解消するとともに、日常生活に関する相談、援助、助言、緊急時の対応等を行なうため、生活援助者を設置する。さらに、共同生活が円滑に行えるよう、地域住民等による支援活動や交流活動を積極的に推進する。

平成六年度は、モデル的に、加茂町、中央町、川上町、鴨方町の四町で共同生活施設を整備した。

このなかで、川上町ひとりぐらし老人共同生活住宅「しあわせ荘」は、平成七年四月二〇日に運用を開始し、現在のところ六八歳から八九歳までの男性二人、女性三人の計五人が入居している。この施設は、木造平屋建てで、広さは約四〇〇平方メートル、中央にだ円形の入居者共同スペースの食事兼娛樂室約八〇平方メートルを配置し、周辺に放射状に独立した五つの個室を間隔を開けて並べている。個室には八畳の



思いやりと安全性を配慮した川上町「しあわせ荘」の設計



和室に浴室、冷蔵庫付ミニキッチン、トイレ、緊急通報設備を設置している。その他に共同設備として、趣味の部屋、物置、台所、浴室等を設けており、造成費など含めた総事業費は約八三〇〇万円である。また、今後、ゲートボール場や家庭菜園を一体的に整備することとしている。

二、高齢者関連住情報の提供

(一) 岡山県高齢者住宅展

この住宅展では、高齢者に配慮した住まいづくりについて、広く県民の理解を深めるため、住宅月間行事の一環として、平成二年度には高齢者向け住宅展を開催した。

この住宅展では、高齢者に配慮した住まいづくりについて、広く県民の理解を深めるため、住宅月間行事の一環として、平成二年度には高齢者向け住宅展を開催した。この住宅展では、高齢者住宅の仕様をマンガ等によりわかりやすく解説したパンフレット「高齢者のための安全で快適な住まいづくりミニユアル」を作成し、来場者をはじめ各市町村、関係団体等に配布した。

(二) 高齢者向け住宅提案募集

平成三年度の住宅月間中に、高齢者向け住宅の普及促進を図るために、高齢者のための住宅・住環境・住まい方について考える機会を提供し、注意識の向上を図るとともに、高齢者を含む世帯がこれから住宅を新築又は増改築する場合のモデルプランとして、長寿社会に対応する住宅の提案を募集した。

これには県内外から六三点の応募があり、学識経験者による審査委員会の審査の結果、優秀作品を表彰したうえ、入賞作品を中心とした作

なお、平成七年度も引き続き、新庄村、奈義町の二か所で共同生活施設の整備を計画している。

品集を作成し各市町村、関係団体等に配布するなど積極的に普及・啓発を行つた。

(三) 長寿社会対応モデル住宅の建設・展示

平成五年度から六年度にかけて、高齢者が在宅で自立した生活を続けていくために、室内の仕様、構造等について高齢者の身体的機能、生活特性に対応した住宅の一層の普及促進のため、岡山県住宅供給公社と連携して、長寿社会

に対応した住宅を建設・展示了。

展示場の敷地面積は、約四二〇平方メートルで、バリアフリー化、車椅子でも通行可能な廊下幅の確保、寝室の近くにトイレ・浴室・ミニキッチンを配置、門からポーチまで緩やかなスロープを設置するなど高齢者に配慮した設計とした。

さらに、その他の設備として、危険防止のための手すり・足元灯・階段照明、非常連絡用の非常通報ボタン、訪問者の対応が室内でできるモニターＴＶ付インターホン、便利なスライドシャワーを設置した。

なお、三か月間の展示期間中に、一五〇〇人余りの県民が訪れた。

三、高齢者向け融資制度

昭和四九年度には、県内に住宅を建設、購入又は増改築する高齢者同居世帯等の方に対し、低利な資金を融資することによつて、持家取得の促進に資することを目的とした「岡山県個人

住宅建設資金貸付制度」を創設した。

この制度は、住宅金融公庫の融資を受けることを前提に、自己資金の不足分について、新築、購入の場合は四五〇万円、増改築の場合は二五〇万円を限度に貸付を行つてある。貸付期間は、新築、購入の場合は二〇年以内、増改築の場合は一〇年以内とし、償還方法は、元利均等月賦償還としている。

なお、貸付利率は、毎年四月一日現在の住宅金融公庫の基準金利を参考にして決めており、平成七年度は四・三%である。

平成六年度末までの貸付実績は、貸付決定件数は五〇八件、貸付決定金額は九五、八七〇万円となつてある。

四、高齢者のための住宅相談

(一) 岡山県高齢者サービス相談センター

昭和六三年に設立された当センターでは、高

IIIまとめ

高齢化の問題は、単に高齢者だけにとどまらず、各年代にわたる社会全般に共通した課題であり、行政はもとより家庭や地域、団体、企業等、県民が一体となって健康、医療、福祉、雇用、所得保障、生きがい、社会参加、住宅等、広範囲にわたる総合的な社会システムを構築し

齡者及びその家族等からのあらゆる悩みごとに応える相談業務を行つてゐるが、そのうち住宅関係では、住み慣れた家で暮らしたい、病院を退院するので浴室・トイレに手すりをつけたい、また段差を解消したいといった相談。それに統いて資金の融資・助成制度についての問い合わせに対して、一級建築等の専門相談員が対応している。

なお、平成六年度における相談件数の中で、住宅・設備に関するものが六一件と最も多く、全体の三五%を占めている。

(二) 増改築相談員

本県では、三一五名が増改築相談員として登録しており、県下各地において消費者からの相談に応じている。

特に、高齢化に対応した増改築相談にも対応できるよう、全ての相談員が高齢化対応住宅リフォームの研修を履修している。

ていくことが求められている。年齢を重ねることがあわせに結びつく、長寿が真のよろこびとなるような長寿社会の形成をめざしていくなければならない。

長寿社会についての対策は、住宅・福祉・町づくり・コミュニティづくり等ハードとソフトの関連する施策が調和し、整合性を保ちながら、総合的に実施することによつて、より大きな効果があげられるよう取り組むことが重要である。

居住不安

～過疎居住と都市居住～

檜 横 貢

来年もこのたんぼは耕作されるか

今年の九月に、宮崎県日向市の古い伝統の港町美々津に流出する耳川の上流の町をたずねた。美々津は、中世以降から明治初期に耳川の豊かな流れの終点にあって、物産の集散地として、大阪方面との交易の地として栄えた町であった。いまでは、当時の回船問屋等の町並みにその思い出を残している。

日向市の中心部から始まる国道三二七号は、望郷の歌人若山牧水の生まれた東郷町から耳川に応じて曲がりくねりながら西郷村、諸塙村、椎葉村まで遡上する。そこは山また山の七〇余キロの景色である。山肌は杉の植林が圧倒しているが、竹林や広葉樹の雑木林も少なくない。遠目には、四〇年くらいも経っているのだろうか、充実した杉林が隊列を組んで歩き出していくようだ。だが、目をこらすと、この山々に疲労の色を見出すことになる。赤茶けた山火事の跡やいくつもの崖崩れの土色の筋が山の保全の難しさを知らせてくれる。

この地域の森林やダムの開発のために整備された道路を転用された国道は、奥地へ行けば行くほど狭く山壁にへばりつくように走っている。対向車が突然にあらわれる危険な道路ということもあって、移動時間はかかるのである。

この地域では、山あいのわずかな平地を見つけて農地、住宅、そして学校等の公共施設が作られている。山を分けて流れる耳川の水面の広

がりが日常生活に使えないのがうらめしいほど の陸域の狭さなのだ。たとえば椎葉村では、最近山頂近くに小学校の運動場を自衛隊の手をかりて整備したのだという。通常の地域の事業方法では、公共施設さえつくれない地形の連続なのである。

この村での耳川は、電力資源とわずかな遊漁以外には使われておらず、下流まで九州電力のダムがいくつも設けられている。見かけとは違つて、川の恩恵を実質的には奪われているのであろう。飲み水や生活用水には個々の家庭や集落で山あいにますを切つて集めた水を使つていて、かつて水運によつた木材の搬出は今ではすべてトラック輸送にゆだねているのだ。

このような地域だから、水田や畠地はほとんどが棚田として耕作されていて、それらは猪除けの網に囲まれているのが一般的である。また、最近では鹿が増え続けていて、近くの林地や畠に姿をあらわし作物を荒らすのだという。山の神の民話や神樂の世界が身近なことは自然や神々の国と人間の住む場所のまさに境界であり、異界の入り口なのだ。

案内の人人がこの棚田を見ながら、ポツリと「来年もこのたんぼは耕作されるのだろうか」と語つた。この地域も多くの中山間地域と同じく、農林業は高齢者によつて支えられていて、彼らが動けなくなつたら、廃田、廃畠になるということがである。森林部の多いわが国土はこのような

人々の日々の暮らしの積み上げによつて守られていることを思はれる。

これらの地域の集落や住居は散在していて、福祉や医療のサービスは提供する方も受ける方も容易ではない。人手も時間も平地や都市的なエリアと比較にならないくらいにかかる。こども達の帰りを待つ

先頃、宮崎県はこの地域を含む過疎地域住民

の初めての生活意識調査結果を発表した。それによれば、住民の積極的な転出意向は一割程度であつて、先祖から引き継いだ土地だと老親の扶養のためにとの消極的理由を含めて、残りの九割が定住を希望しているという。この調査結果は、地方都市のものより定住希望が多いといふ点で、意外なものであつた。このことは、流出希望者がすでに出尽くした状況だとみるべきかもしれない。

この調査では、「住みやすい地域づくり施策」もたずねているが、その第一位に企業誘致が上がっている。この代わりばえしない発想について、土地の人と話してみると、地元の中学校を卒業してこの地域を出て都会の便利さを一度でも知った彼らのこども達は、この地域で続けられてきた農林業や商工業の担い手にならないと考へている。都會を知ったこども達でも進んで勧こうとする企業の誘致を多くの人が希望する。

この地域の文化や生活技術とつながりのない企業であつても、こども達が帰つて来れる可能性性

が実際に高まることの一点で、住みやすい地域づくりになるとを考えているのだ。

その裏側には、過疎脱出のために干し椎茸や竹の子、ゼンマイ等の多くの農産特産品づくりをやってきたけれども、都市化という利便志向にはかなわないという一種のあきらめと、このままではどうなっていくのかわからない居住不安がありそうである。

みえない高密度居住の途

その一方で、集まって住むメリットを求めて都市に居住しているはずの人々もまた安心を得ていないのは、承知の通りである。住宅の広さ、住環境、通勤通学等の交通条件において、大都市が地方に劣ることは最近の多くの新聞、雑誌等から出される豊かさ指標がその一端を教えている。

大局的に見ると、大都市の居住機能は、いまだに地方から稼ぎにきた人達のガツツに依存しているといわれかねないほど軽視されてきたし、不十分でもある。一旗あげるために、悪い居住条件に耐えることを美德とした時代から現代の大都市の居住環境への見方はどれほど変わったというのか。

都心居住の衰退の裏側では、都市の郊外化外縁化が進行している。郊外居住をしている人々の多くは「いかに豊かに住むか」という本来の居住性志向には鈍感になり、土地と家屋を財産増殖の手段にし小さな家族的幸福の空間とみなしているのではないだろうか。そこで居住性の価値基準は戸建てと住宅の広さと上昇する地価が第一であつて、それに子育て環境が加わる程度のものである。その他のニーズは車の利用等による移動によつて満たし得るものと考えられているようだ。

そのような所では定型化された公共施設等のハードな居住様式が準備されているにすぎない。

恩恵もあつて、民間によるマンション等の建築も進んでいる。だが、その動きをあざ笑うかのように、都心部から生活機能が喪失している。学校、病院、八百屋、魚屋等の日常生活を支えるものが失われているのだ。結果的に、都心部は昼間人口（サラリーマン）ばかりが多く、居住性の乏しい生活過疎社会が生まれてしまったのである。

樂しいこと、おもしろいこと等につながる居住性はそれぞれの小さな住宅のなかあるいは広域的移動によつて選択できると考えられているのであろう。たしかに、この種の対応は平和で安全なくらしにおいてはとくに問題にならないが、後に述べるように災害や都市型犯罪には弱い構造になつてゐる。

生活過疎の都心部と郊外部の中間地帯にもう一つの居住空間がある。たとえば、東京の周辺区部には不良住宅等がベルトのように広がつてゐる。そこは木賃アパート群であつて、かなり以前から再開発等の対象だと認識されていた。だが、実際にはそのままに出稼ぎ外国人の一時のやすらぎの場所になつてゐる。居住性や安全性に不安のある世界の大都市に共通する安価な一群の住居になつてゐるわけである。

このような都市状況において、新しい居住システムとしてのグループ居住等が提案されても単なる居住技術の一つとして位置づけられ、都市型居住文化の形成の流れになつてはいない。

阪神大震災等の居住へのインパクト

今年はこのような都市居住者に警鐘を鳴らす年になつた。阪神大震災、地下鉄サリン事件は都市装置に依存して生活している人々に大きな不安を与えることになつたのである。とりわけ、働くことや学ぶことと住むことの二大生活機能を分離させて、それらを交通と情報という都市装置でむすんで生活せざるを得ない大都市居住

者に深刻な居住不安をもたらした。

阪神大震災は早朝の都市活動が十分始まる前の時間に発生したが、この震災クラスの地震が関東大震災のように昼間の時間に起こつたら機能判断の影響がサラリーマン等の昼間人口におよぶことになる。その時点から多くの大都市サラリーマンは、住宅から数一〇キロ離れた会社等の業務地域で、しばらくの間は罹災生活を余儀なくされるであろう。東京ではその数が六百数十万人（東京都防災会議試算）に上るものと推定されている。

いずれにしても阪神大震災は、集まつて相互に協力なく住むことは災害を増幅拡大させるという至極当たり前のことを実証した。また、それまでの年中行事のようにマンネリ化した防災対策に喝が入り、高い優先順位で防災環境や安全対策が実施され、居住地でもかなりの対策が進んでいる。また、農村部等と災害発生の際の協力協定が多くの地域で結ばれるようになつた。

居住不安をつきぬける

このように居住不安はかつての過疎地と過密地の両方に広がっている。その根源的原因は広い意味での地域文化の喪失とそれにかわるべきだと考えられる都市文化の未成熟ということではないか。

自然の摂理や脅威のあるがままのものとして認識して、身を寄せ合いながら生きるしくみとハードをつくり、それを営々とつづけていく生

活思想と技術を形成してきたのが農山村の居住である。この貴重な居住システムがわずかこの三世代、百年程度の時間のなかで失われようとしている。はじめ次三男が口減らしで流出し、ついで後継者が、そして地域を支えるその人さえも都市へ向かいはじめている。この時間のなかで寄せ合つて生きる必然性を失つてゐるからである。

ところが、その向かっていく都市では、個の解放と生活の自由度を高めることの先にある文化にまで、居住づくりのまなざしが届いておらず、居住不安を潜在化させつゝある。

そこで、居住不安をつきぬけるための対応が求められることになるが、農山村地域や都市部で人づくりやイベント等による交流拠点化が仕掛けられているものの、なかなかよいアイディアがない。ここでは、次の二点を指摘しておく。

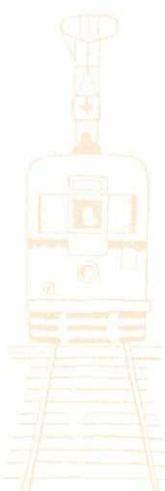
第一は、人と地域の居住のための座標軸の明確化である。自然や環境の特質を踏まえた地域の宇宙観をつくりあげることがまず必要だ。そして、二つ目は居住文化の継承と形成が課題になるが、そのストーリー化、プログラム化が求められる。それは居住をこれまでの住宅政策の枠組みから解放して、より広く生きるために総合的課題に位置づけることでもある。救い難い居住不安に陥る前に、本格的な居住対応政策が待たれている。

田村 喜子

たむら・よしこ

京都生まれ。

日本ペンクラブ・日本文芸家協会会員。主な著作「京都インクライン物語」(土木学会著作賞受賞)「北海道浪漫鉄道」「剛毅朴訥・鉄道技師藤井松太郎の生涯」「分水路・信濃川に挑んだ人々」「閑門とんねる物語」など。



レールと車輪の接点に魅力を感じて



作家

保線は列車の安全走行を確保するための重要な業務である。私はかつてJR在来線や新幹線の夜間保線工事を見学したことがあるが、そのときの保線マンの誇らしげなことばが強く印象に残っている。

「線路は生きています。線路はつねにていねいに面倒をみて可愛がってやらないと、大病します。保線は男の仕事です」

男の仕事であるはずの保線現場で、私は他曰、保線マンに出会った。K子さん、四十六歳である。日本ではおそらく他に例のない女性の保線屋だ。

K子さんは高校二年で中退して、沖縄から集団就職で本土へやってきた。まだパスポートが必要な時期だった。東京や横浜でさまざまな職業に就いたが、三十二歳のとき、遂に自分に合った、やりたい仕事にめぐりあえた。それが保線だつた。

自分の体重より重いまくら木を担いでトラックに積む。二人でペアを組み、道床の砂利力きをする。両腕だけでは持ち上げられないタイタンバーをひじで支えて砂利をつき固める。ハンマーで大くぎを叩く。大変な力仕事が、現場に出ると自分が自分でなくなるほど気分が高揚する。車輪とレールのわずかな接点、その積み重ねで大勢の人間や貨物を運ぶのだと思うと、その接点に魅力を感じる。

いまでは沖縄出身の社員二十五人をかかえる軌道会社の経営者になったK子さんの夢は、いつか沖縄に鉄道が敷かれる日、いちばんに駆けつけて仕事することである。

シルバーが主役の 三一社会づくり



秋田県南部老人福祉総合エリアとその周辺



町の東北部(下田地区)を通過する秋田自動車道

(平成17年7月20、21日取材)

東京から東北新幹線で盛岡まで二時間三〇分、田沢湖線に乗り換えて約一時間で大曲駅に到着する。大森町はそこからバスに乗って、なだらかな盆地のなかの市街地を二〇分程走ると着く。全行程約四時間。思ったほど遠くない。

平成九年三月に秋田ミニ新幹線が開通するとさらに首都圏から近くなる。

秋田県老人福祉総合エリア構想

秋田県は全国でも高齢化・人口減少が進んでいる県である。このため県では昭和五五年、「医療と福祉の複合施設構想」を提唱した。

そして高齢化社会の進行に伴い、「福祉・保健・医療・雇用・生きがいなど、多様化する住民のニーズに対応し、サービスの向上を図るため、「老人福祉総合エリア構想」を策定した。

県庁内プロジェクトによる調査研究の末、「福祉標準型」「医療保健型」「障害福祉型」の三つのタイプを設定した。

五七年にはそれぞれの建設地も決定し、その



一つ「福祉標準型」が大森町に決定したのである。

それが、「秋田県南部老人福祉総合エリア（南部シルバーエリア）」である。

これは、老人福祉施設、地域住民や世代間の交流施設、生きがいのための施設などが一ヵ所に建設され、一つのエリアを形成する、総合的・複合的な機能をもつたモデル施設である。

では、市を中心に六カ所が立候補したのを退け、小さな町が誘致に成功したのはなぜか。主には、県南の中心に位置しているという地理的原因、広い土地が入手可能であったという用地の問題と、すでに特別養護老人ホームがあるということなどがあげられる。しかしながら、町がこれまで培った地道な努力が実ったということとも一つの要因となっている。

大森町とはどのような町なのであろうか。

国道も、鉄道の駅もない町

秋田県平鹿郡大森町は、秋田県南部横手盆地の中央部、平鹿郡の西北端に位置する。人口八六四四人（平成二年国勢調査）、総面積一〇二・二三km²。西部は出羽丘陵の山林原野で町の総面積の六九%を占めている。東部は雄物川、上溝川、大納川沿いに平坦で肥沃な水田がひらけている。基幹産業は農業であり、そのほとんどが稲作中心の單一経営である。

昭和三〇年、旧大森町と八沢木村が合併し大森町となる。合併当時の人口は一万一、六九九

人であったが、過疎化が進み、昭和四五年には九、三二五人と二〇・三%も減少し、昭和四六年には過疎地域の指定をうけている。現在も鈍化傾向はあるが、減少をつづけている。

しかし、町は過疎化について、増やすことよりも、現在いる人間をいかに活性化していくか、いかに交流人口を増やし町をにぎやかにしていくかということを考えているという。

昭和四七年、現阿部勝行町長が就任し、第一次大森町開発基本構想が策定される。また、昭和五九年から平成七年までは第二次大森町開発基本構想が策定され、「豊かに、健康で明るい、快適な町の開発」を基本理念に①人づくり施策の推進②福祉施策の推進③魅力ある産業の振興④若者定住対策の推進の四つを政策の中心として、まちづくりをすすめてきた。

阿部町長は、「特別豪雪、過疎、辺地など国の後進的な指定はすべてうけています。ある意味では非常に恵まれない環境にあります。」と他说。

たしかに、町には国道も鉄道の駅もない。しかし、「時代の急激な変化は、道路や鉄道の問題などもどんどんよい方向へと導いてきています」と言うように、秋田ミニ新幹線が二年後に開通し、大曲駅に止まる。同じく二年後には東北横断自動車道秋田・北上間が供用開始となり、こちらは町から一〇分で大曲インターが利用でき、北上まで四〇分、秋田空港あるいは秋田市内で一時間足らずで行けるようになる。

このように、町を取り巻くアクセス環境は、時代の流れとともにプラス方向へと条件を整えつつある。

町は「壁のない学校」だ！

阿部町長は当選してまず最初に、自分自身の経験からお年寄りを大事にしなくてはいけないという思いがあり、毎月一五日を「敬老の日」にした。そして昭和五三年、県から「老人福祉の町」の指定をうけた。

「施設」があるから、ではなくて、その施設がある前段には町民全體が福祉とか高齢化に対する心構え、考え方、福祉の心を持つている。そういう意味では他の町村よりは進んでいると思う。(吉成企画振興課長談) というように、まず「福祉の心」を育ててきた町の姿勢が「鉄道も国道もない一番小さな町」に誘致を成功させたのだ。

「福祉の心」だけでなく、大森町では、歴史・人材育成プロジェクトも行っている。

昭和五二年には「霜月神樂」が国の重要無形民俗文化財に指定され、五五年には「保呂羽山波宇志別神社神樂殿」が国の重要文化財に指定された。自分の住む地域や郷土を発展させるには、先人の築き上げた文化遺産に関心を持ち、学ぶことが重要である。

また、昭和五一年には「教育の町」を宣言。「行政は行政としてなにをやるか、親は、子

供たちは、教師は、地域社会全体の中では何をやるかを宣言した。」(町長談) そして、教育振興基本計画を策定した。これは、岩手大学の川本教授の指導で、「壁のない学校」という考えである。つまり、地域社会全體を一つの学校としてとらえる。至るところすべてが教室であるという考え方である。

このように、「教育の町」を宣言して、人づくりに力をいれていたところ、大森町出身のアラビア太郎とよばれた故山下太郎氏の生誕一〇〇周年記念として、山下太郎夫人の協力により、山下太郎顕彰育英会が設立された。これは、大森町だけでなく、「秋田県民の子弟」という資格で、秋田県全體で募集している奨学金制度で、巣立っていった子供たちを町長は、「財産だ」と言う。

「福祉」と「教育」この二つの柱に加え、もう一つ町長がいま一番力を入れていることは、「農業」である。

「何ぼわれわれが、教育はこうだ、福祉はこうだなんて言つたって、生活の土台がしつかりしていいなかつたらダメでしよう。やる気のある農家の人は全面的に応援する」と力を込めて語ってくれた。

秋田県南部老人福祉総合工リア

大森町の市街地とも言える一五万m²の広い敷地の中に、南部シルバーエリアは広がっている。



エリアの特徴は、事業主体の違う施設の集まりであるということ、秋田県・大森町・広域圏と、三つの事業主体がある。それらが、機能的に運営されており、福祉と医療の複合的な機能を持つ施設、在宅福祉の拠点として地域社会に開かれ、総合的に運営されている。

もう一つの特徴は、すべての建物が廊下でつながれているということである。一番高い老人専用マンションでも三階建てで、あとはおおむね平屋建である。それらが広い廊下と、なだらかなスロープでつながれており、どこにも段差がない。

施設は、養護老人ホームを始め四種類の居住施設のほか、在宅老人介護センター、診療リハビリセンター、その他に、スポーツ施設や子ども老人のふれあいセンター等がある。

それらの施設の中心となっているのが、コミュニティセンターである。位置的にもちょうどエリアの中心にある。

コミュニティセンターの玄関から入ると、ふきぬけの広いホールになつてている。ここで、スリッパにはきかえる。

入ってすぐ左手にはボランティアルーム、正面に受付。受付の右手を入れると会議室・視聴覚室・研修室。ホールを右に曲がると美容室・売店・食堂があり、その廊下をつき当たると、天井は高く、床は一段低くなつている全面人工芝の屋内運動広場がある。まるで外にいるようない

エリアの特徴は、事業主体の違う施設の集まりであるということ、秋田県・大森町・広域圏と、三つの事業主体がある。それらが、機能的に運営されており、福祉と医療の複合的な機能を持つ施設、在宅福祉の拠点として地域社会に開かれ、総合的に運営されている。

もう一つの特徴は、すべての建物が廊下でつながれているということである。一番高い老人専用マンションでも三階建てで、あとはおおむね平屋建である。それらが広い廊下と、なだらかなスロープでつながれており、どこにも段差がない。

施設は、養護老人ホームを始め四種類の居住施設のほか、在宅老人介護センター、診療リハビリセンター、その他に、スポーツ施設や子ども老人のふれあいセンター等がある。

それらの施設の中心となっているのが、コミュニティセンターである。位置的にもちょうどエリアの中心にある。

コミュニティセンターの玄関から入ると、ふきぬけの広いホールになつてている。ここで、スリッパにはきかえる。

鍵覚におちいるほど広々としている。冬ものびのびとスポーツを楽しむことができるだろう。左から広場をぐるつとまわると、生きがい創作館、温水プールがある。

温水プールと運動広場を両側に見ながらゆるやかなスロープを下っていくと、子どもと老人のふれあいセンターに行くことができる。ここは生きがい創作館と生きがい交流広場（多目的グランド等）とともに、事業主体が大森町の施設である。そしてここはまさに世代間の交流が自然に図られる施設となつてている。

工作的の部屋、絵本の部屋、おもちゃの部屋、その真ん中に広々としたふれあいホール。ふれあいホールには、小さな子どもが喜びそうな遊具がおいてあり、二ヵ所のトイレには、子ども用のかわいい便器が備えてある。

コミュニティセンターの入口から見ると右手奥に、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人専用マンションがやはり廊下で一続きに建てられている。特別養護老人ホームの白寿園はコミュニティセンターの左手奥、診療リハビリセンター、在宅老人介護センターの先にある。

診療リハビリセンターは、専門のP.T.、O.Pによるリハビリがうけられるということと、歯科があることが特徴である。

在宅老人介護センターでは、近隣一〇市町村を四台のバスが回つており、現在七二名の登録があり、一日平均三〇名ほどの利用者がある。

「育成」をめざす福祉セミナー

コミュニティーセンターは、世代間交流や在宅福祉を進める拠点として建設された。また地域のボランティア活動の拠点、福祉の拠点として、「活き活き学園」を開催している。

また「福祉セミナー」や、夏休み・冬休みには、親子を対象に「親子ふれあい教室」を開催している。

「エリアはハード面ではすでに充実しているが、これからどうするか」ということで、活き活き学園活動や「福祉セミナー」「親子ふれあい教室」を開催している」と、案内をしてくれた南部エリア総務課の鈴木勝平氏は話してくれた。その中でも特筆すべきは、福祉セミナーである。育成にも力を入れて常に福祉環境づくりで先導的な役割を果たしていくためにも、育成は大事なことである。福祉セミナーは中高生を対象に、エリアの施設で職員が行うものであり、無料で行われる。

鈴木氏は「モデル施設ではあるが、追い抜かれないように、どのようにしていけば良いかみんなで一生懸命考えてます。常に先導的な役割を果たすことが役割と考えています」と、意気込みを語ってくれた。また「地域の方にとにかく来ていただいて、利用していただいて、自分たちの施設なのだ。という感覚を持つていただきたい」と、大勢の方の講座への参加と、エリ

アの利用を望んでいる。

年間利用者は、有料の方が五万二千人。幼児の利用が多く幼児以下は無料なので、合わせると一五万人くらいが利用している。

イメージと意識を変える

「目にみえない大きな効果としては、この八年で、今までの養老院的老人ホームのイメージが

消えた」ということです。こういう施設だったり、われわれも将来利用してもいいな、おじいちゃんおばあちゃんに利用してもらいたいな。と思える。姥捨て山というイメージを変えてもらったということも非常に大きなプラス効果ではなかつたか、意識を変えるということも一つの大好きな効果だと思う」そして、「今の状態であれば、デメリットは何もない」と鈴木氏は言いつぶやく。

首都圏に住む人間が考えるとき一番心配なアクセスの問題についても、首都圏とは違つてこちらは車社会なので、バスの本数などは特に問題にならない。冬の除雪も完璧なので、冬期についても車での移動には困らないと言う。

交流を促す南部シルバーエリア

阿部町長は「エリアは老人対策です。ところが実際あそこは子どもの遊び場になつてている。そこが特色です。家庭の縮図というものをそこ

につくる。老人対策かもしれない、社会教育の場になるかもわからない、レクリエーション施設になるかもしれない、非常に幅広いものがあります。」と語る。

老人を大切にする。老人の施設をつくる。一見高齢化対策・老人対策のようであるが、実は若者対策である。老人の施設が一つの交流の場



老人専用マンション

となる。若者が老人の世話をすると、それに関連した仕事が出てきて経済効果もあがるし、若い人たちの職場にもなる。そして、その若者の定住を推進するためには、ニュータウン文天をつくるなど、住宅対策にも力を入れており、十五年間住むと、その家を差し上げます、という町営住宅もある。他町村から移り住んでも、大森町は、ちょうど真ん中に位置するので、横手市、大曲市あるいは秋田市まで通勤可能地域になる。

そして、「遊び」の場として、「大森リゾート村」がつくられた。これももちろん広域圏を意識してつくられており、現在は年間二〇万から二四、五万人が訪れている。高速交通体系の整備と相まって、平成六年四月に横手市にオープンした「秋田ふるさと村」を中心とした広域観光ルートの形成が急がれている。

大森リゾート村

メインはゴルフ場と、宿泊施設のさくら荘である。他にログハウス調のコテージ・野球場・公園・温水プール・テニスコート・体育館・多目的広場、冬はスキー場も開設される。四季を通して家族で楽しめる。バーベキュー広場もある。温泉もあるが、これはふるさと創生資金で掘り当てたものである。

過疎市町村なので、資金的な問題で、建設省のカントリー・パーク事業をはじめ五省庁の補助金をもらっている。普通はバラバラに建設する

が、五つの補助資金を投入して一帯を開発するという形になっている。順次整備をし、一つの施設というよりも、一つのエリアを形成したということである。

一ヵ所に集めたことでのメリットは、経費の節減、人件費の節減、お客様も一ヵ所で全部用が足りるので楽、ということである。まだまだ土地があるので、現在足りないものを検討中である。

ニーズに対応した高度なサービスを

大森町の高齢化率は、国・県の平均を大きく上回り、今後さらに高まり超高齢化社会を迎える。そして、医療需要はますます増加する。しかし現在その中核となる町立大森病院の老朽化、医師不足等の問題により、きめ細かなサービスの実現が困難な状況となっている。

このため、シルバーエリアの隣に「町立大森病院」「老人保健施設」「総合福祉センター」の三施設が建設される。これは、シルバーエリアとの機的なつながりを考慮し、「保健・医療・福祉の三位一体ゾーン」の拠点を形成し、総合サービス提供の基盤をつくるためである。

このように、医療福祉の充実を推し進めている大森町は、もちろん国の新ゴールドプランなどは先取りして施策を進めしており、高齢化社会の問題については先行しているという自負がある。そして、福祉だけが取り上げられているが、

前述した四つの施策についても並行して進んでおり、バランスのとれた町を目指している。

所得の増大とともに物質的な豊かさが高まり、心の豊かさを求める傾向にある。精神的な充足が得られ、より安全で質の高い多様なまちづくりが望まれ、複雑・高度化する住民ニーズに対応するためには、広域市町村圏での対応が必要になってくる。

南部エリアにしても、リゾート村にしても、

住宅対策にしても大森町は、その地の利を利用して、広域圏を意識した町政を心がけている。

町では最終的に、老人対象に高度なサービスを提供し、福祉サービス全体の充実を図るために、大森町を拠点とし県南全域を対象として、民間団体による在宅福祉サービス体制づくりを支援したいという。つまりシルバー産業にして、採算が取れるところまで行くことが目標である。

今年の七月、現場の人たちとともに、スウェーデンへ視察に行つた町長を始め皆さんが「まだまだこれから」と口をそろえて言う。「他の町村に対するアドバイスは特にない。もっと進んでいる宮城県涌谷町、岩手県沢内村などもあり、われわれもそれを勉強しながら現在やっているという状況である。」と吉成課長もまだまだ満足はしていない。

こうした姿勢が今後も、福祉だけでなくすべての面でさらなる大森町の発展につながるのだ。

真に豊かな生活は、
「安全・安心」・「魅力と活力」・「ゆとりとうるおい」から

国民生活を支えてきた住宅・社会資本

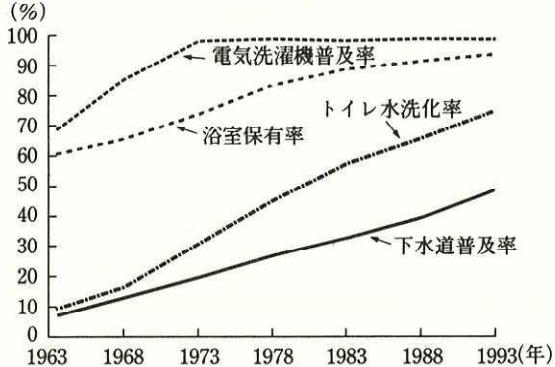
我が国の住宅・社会資本整備の歴史は浅く、欧米諸国の整備水準に比べ立ち後れており、これまで欧米諸国との水準にキャッチアップするため精力的に整備がなされてきた。

戦後五〇年を経た今日、経済的な繁栄を背景に、我々はかつてない豊かな経済社会の中で生活しているが、こういった国民生活の向上とこれに

伴う国民の価値観・意識の変化の中、あって住宅・社会資本整備がどのような役割を果たしてきたのかを見てみよう。

我々の生活は経済成長の過程で、モノの豊かさが浸透し、個人の生活の場における利便性・快適性の著しい向上が図られたが、これと住宅・社会資本整備の関係を見たのが(図)

図 下水道の普及率と生活設備の整備率



注) 1. 建設省資料

2. 原データ：下水道普及率・・・建設省調べ
浴室保有率、トイレ水洗化率・・・総務省「住宅統計調査」
電気洗濯機普及率・・・経済企画庁「消費動向調査年報」

である。これを見てもわかるように、住宅・社会資本の整備水準の向上に向けてのこれまでの取組は、先行するモノの豊かさを住宅・社会資本整備が追いかけいわば需要追随的投資の過程でもあった。

また、これまで住宅・社会資本整備は、時代時代の要請にこたえながら精力的かつ重点的に行われてきたが、近年、特に、生活環境に関連する面で我が国の経済力に見合つたものとなっていないことを受け、環境・景觀・福祉など国民生活の質的向上を目指したものへと質的に変化を遂げてきている。このように、住宅・社会資本は、国民生活を支えてきたところであり、今我々が享受している生活の豊かさは、戦後五〇年間の住宅・社会資本整備の積上げの成果なくしてはありえなかつたといえる。

さらに、住宅・社会資本は、国民のニーズの変化ともいまって、從来の枠を超えて、地域の文化、医療等の分野にも新たな効果が及ぶなど国民生活の多様な側面に効果をもたらしてきており、今後、こうした多様な使われ方が広まっていくことは国民生活の質の向上に一層寄与するであろう。

真に豊かな生活は、

「安全・安心」・「魅力と活力」・「ゆとりとうるおい」から

自然災害と都市環境の変化

平成七年一月に発生した阪神・淡路大震災は自然災害のすさまじさを我々に認識させたが、そもそも我が国の自然条件や国土利用形態を考えると、今日国民の多くが暮らす都市は、自ら危険を内包しているものといえる。ここでは、安全・安心の観点から都市環境の変化について検討を加えることとした。

我が国では、高度経済成長を契機に都市化が急速に進展し、人口集中地区に居住する人は平成二年で約七千八百万人となり、全人口に占める

割合は昭和三十五年の約四十四%から約六十三%に増加している。我々に認識させたが、そもそも我が国の自然条件や国土利用形態を考えると、今日国民の多くが暮らす都市は、自ら危険を内包しているものといえる。ここでは、安全・安心の観

点から都市環境の変化について検討を加えることとした。

さらに、近年、ライフラインに大きく依存した市民生活、二十四時間化の進む都市活動、低下するコミュニケーション機能等、都市における人々の

65才以上の単身世帯数

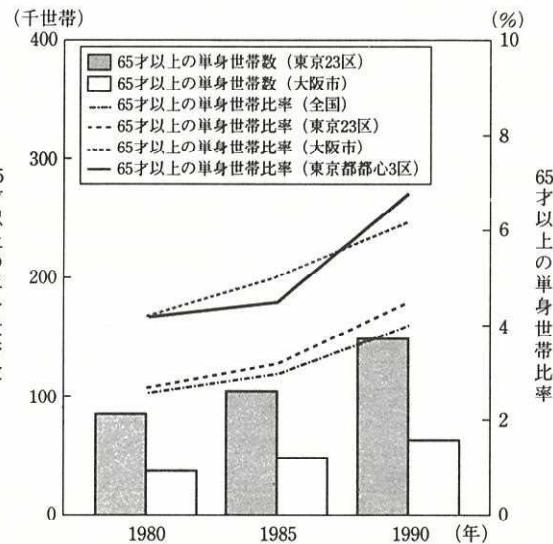


図 増加する高齢単身世帯

注) 1. 建設省資料

2. 原データ: 総務庁「国勢調査」

3. 65才以上の単身世帯比率は、65才以上の単身世帯数を世帯総数で除した比率である。

4. 東京都都心3区は、千代田区、中央区、港区である。

暮らしぶりは大きく変化している。電気、ガス、水道、電話等のライフラインは、現在の都市生活に不可欠で、それへの依存度はますます高まっており、また、産業活動の国際化、生活様式や労働時間の多様化等により夜間活動の増加がみられる。

このような都市の住民の意識について見ると、年々防災意識は高まっているものの、大都市ほど、自主防災活動への参加の割合が低くなっている等、大都市地域の防災に対する意識の低さが危惧される。

また、近年の高齢化、国際化の進展に伴い、都市に生活する高齢者や外国人の数は増加してきている。

(図) 高齢者の場合、体力的に衰えがあり、災害発生時に独立で対処できないおそれがある。また、外国人の場合は、日本語の理解が不足している上、我が国の地理や自然災害に関する知識が乏しく、居住地域への帰属意識が薄くなりがちであるため、災害発生時に適切な対応がとれない可能性があることが懸念される。

現在、このような市街地整備の後れや生活様式の多様化、災害弱者の増加等、我々の多くが居住する都市を取り巻く環境の変化に対応した国づくりが求められている。

真に豊かな生活は、

「安全・安心」・「魅力と活力」・「ゆとりとうるおい」から

住機能の維持・更新が大切な共同住宅での居住

共同住宅（マンション）は、通常多数の世帯が共同居住するため、共同居住ルールの確立や建物等の適正な維持・管理を行うことが必要である。

その際、賃貸の場合には所有関係が比較的簡単であるので維持・管理の意志決定が分譲の場合に比べて比較的容易であるとともに、老朽化等

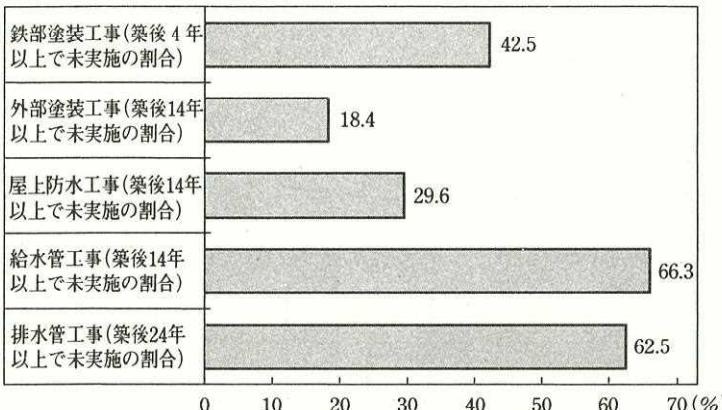
について必要な措置を講じなければならぬ。賃借人が転出する、あるいは集まらない等、分譲の場合に比べて市場原理が働く余地が大きいと考えられる。一方、分譲マンションの場合、各居住者が建物を区分所有するため、その維持・管理に当たってそれぞれの意志をまとめ合理的な意志決定を行なうことが難しいことから、賃貸の

場合に比べより複雑な問題を内包している。

分譲マンションの住機能の維持・更新の実態を見ると、二〇〇〇年にかけては、大規模修繕が必要となるものがかなりの割合に達するものと見込まれる。おいては、大規模修繕を行うためには、長期修繕計画を作成し、ものがかなりの割合に達するものと見込まれる。

適時適切な大規模修繕の実施を行うためには、長期修繕計画を作成し、修繕のための積立をすることが重要である。財マネジメントセンターの「修繕積立金算出システム」（平成六年度新築モデル）によると、毎月戸当たり九、九八〇円の修繕積立金が必要とされているが、実際の積立金の平均額は、毎月戸当たり六、七六七円（駐車場使用料等からの充当額を含めると八、八二二円）と低くなっている。

図 マンションストックの大規模修繕未実施の状況



注) 1. 建設省資料
2. 原データ:「平成5年度マンション総合調査」(建設省、(財)マンション管理センター)
3. 調査時期:平成5年8月
調査対象:札幌、仙台、京浜、中京、京阪神、広島、北九州・福岡の各大都市圏のマンション管理組合(計2,000)、有効回収数980

大規模修繕の必要性に対する区分所有者の考え方、「修繕周期に合わせた大規模修繕が必要である」とするものが七四・四%に上るなど相当高いが、大規模修繕の実施状況を見ると、修繕時期が到来しているにもかかわらず、修繕が未実施のものが屋上防水工事で約三割、排水管工事で約六割、給水管工事で約七割と意識と現実の間にかなりのギャップが存在している(図)。

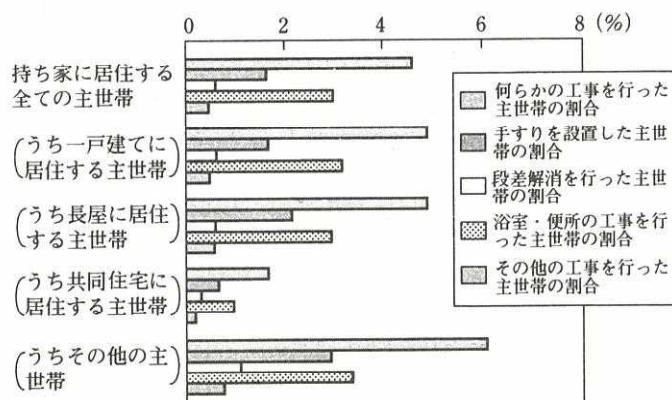
真に豊かな生活は、
「安全・安心」・「魅力と活力」・「ゆとりとうるおい」から

バリアフリーの生活空間、住まいづくり

高齢者障害者を含むすべての人々
が尊厳を持つて、主体性・自立性を
確保しつつ、日常生活を送るために
は、物理的な障害がなく、安全かつ
円滑な移動を可能とするバリアフリー
の生活空間を実現していく必要があ
る。

住まいは、福祉の基礎的なインフ
ラであり、高齢者等が自立した日常
生活が送れるようにするためには、
住宅のバリアフリー化を急ぐ必要が
あるが、段差解消等高齢者のため何
らかの設備の工事（将来の備えを含
む）を設置している住宅（平成元年
から）

図 持ち家住宅の建て方にみた高齢者のための設備の工事状況



注) 1. 建設省資料
2. 原データ：総務庁「平成5年住宅統計調査」

一月以降のもの）の割合は、「持ち家に居住する全ての主世帯」で四・六%、そのうち「共同住宅に居住する主世帯」では一・七%と極めて低い水準となっている（図）。バリアフリー化された住宅は、高齢者等の自立した日常生活を支援し、充実する社会福祉施設の展開と連携をすることにより、家庭内における高齢者等の介護の場として重要な役割を果していくことになる。

また、住宅のバリアフリー化を進めれば、社会全体として介護費用の軽減も期待できる。今後、高齢化の進展に伴い、要介護老人の増加が見込まれる中で、特に寝たきりの状態に高齢者を追い込むことなく、これら高齢者が自立した生活を送ることができるようにするためには、地域の実情に応じ、住まいの改善からまちづくりに至るまで、きめ細かな真のバリアフリー化の実現を急がなければならない。

このため、家庭、地域の共通的理解の下で、女性を始めホームヘルパー、高齢者障害者等地域の各方面の声を吸い上げながら、国、地方公共団体、民間が一体となって様々な取組を積極的に行っていくことが求められている。

OPEN SPACE



NITTA TAKASHI

新田 尚
東海大学教授

いま、気象情報が面白い。

時代に敏感なアンテナを持ちのビジネスマンの皆さん、きっとこのことに気づいておられるこだと思う。最近の新聞にも、「あなたの近所のお天気教えます」という見出して、気象庁が一九九六年から予定している二〇km格子三時間毎の天気予報などの紹介がなされていた。

天気予報は、短時間予報（三時間先までの一時間毎の予報）、短期予報（明後日までの予報）、週間予報（一週間先までの毎日の予報）、長期予報（一ヶ月、三ヶ月、暖候期・寒候期の各予報）にわかれるが、目的によって使いわければよいわけである。まず一度全部自分の目で確かめてみることをおすすめする。最も手軽な入手方法＝短時間予報は、台風や夕立で大雨や暴風が起る恐れがあるときにテレビで、短期予報は毎日のテレビ、ラジオ、新聞で、週間予報は毎日のテレビと新聞で、長期予報は新聞でそれぞれ手に入る。短期予報と週間予報は、電話でもきける。最近は、有料だがファックスやバ

ビジネスマンのための気象教室

気象情報の基礎知識と活用法

ソコン通信でも入手可能となつており、サービス内容や情報の種類もますます多種多様となつていくと思われる。この点については、最後にもう一度戻ることにしたい。

日本列島は南北二千km以上の細長い国土であるから、その気候も亜寒帯・温帯・亜熱帯にわたっている。当然、常にさまざまなお天気がみられる、まさにお天気リッチな国である。

北海道では吹雪の中でスキーをしているのに、沖縄では海開きとなる。北海道に住んでいる人には、北のサハリンと南の東京とは同じくらいの距離にあるのと同様に、沖縄の人にとっては、フィリピンのルソン島と福岡とはちょうど同じくらいの近さである。台風は、ときたま北海道を襲うことはあるが、沖縄では雪は降らない。

そうはいっても、総じて日本は温帯に位置し、四季が明確にあつてさまざまな天気を体験する。冬には北西の季節風が寒気とともに吹き出してきて、はるか南西諸島におよぶ。木枯らしは冬将軍の使者である。夏には、南の海の暴れ

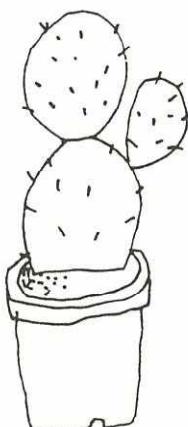
ん坊、台風がしばしば襲来する。

春と秋には、温帯の気象フアミリー、移動性高気圧と低気圧が交互に通過して、晴天や雨をもたらす。

そして、日本にも二つの雨季がある。夏が始まる前の梅雨と夏が終わるときの秋雨（秋霖）である。

われわれは温帯にあって冬は亞寒帶の天候を体験し、夏は亞熱帯の天候を体験する。冬の日本海側の大雪は、北西季節風が日本海の水分を氷の結晶として降らすものであり、太平洋側の春先の大雪（といつても日本海側にくらべれば少ない）は、温帯低気圧による雨が上空の寒気によつて氷の結晶のまま融けないで落下する、クール宅急便で運ばれたようなものである。

夏が近づいて亞熱帯性の高温・多湿な空気が日本付近にやつてくると、しばしばゲリラ的な集中豪雨となる。激しい不安定のため、バケツの水をひっくり返したような大雨となる。台風は、こうした条件のさらに整つた熱帯生まれてあるため、いちじるしく発達した低気圧である。台風は下層ほど低



ネス面での気象情報の活用法のいくつかの例を列挙しておこう。

(1) 目先の天気や気温の変化については、テレビ、ラジオ、新聞などで一応解説がなされているが、

気圧性回転（北半球では反時計回り）が強い。それと反対に温帯低気圧は、上層ほど回転が強い。台風は、水蒸気を燃料とする、つまり水蒸気が雨粒となるときの凝結熱のエネルギーで維持されている。

それに対して温帯低気圧は、太陽の放射エネルギー（日光）が低緯度の方にたくさん入ることによる南北の温度の傾きからエネルギーを得ている。しかし、台風が温帯にやつてくると、温帯低気圧から温帯低気圧に変身して再発達する場合もある。

こうした知識をもつて、テレビ、ラジオや新聞の気象情報を注意をはらつていただきたい。気象情報の背後にある、自然の営みが見えてくると思う。

われわれは、生まれついたときから、絶え間なく気象の変化の中に生きてきたわけだから（さらにいえば、人類は誕生以来そのとき

どきの気候の中で進化してきたのだから、人間の身体と気象の間に深い関係がある。また、気象はわれわれの気分にも影響する。毎日、気象情報をながめて、單に天気予報を知るだけでなく、気象の時間的な流れ、移り変わりのリズムと変化幅の程度、周囲の自然や

ビジネス面への影響を考える習慣を身につけると、実際に多くの話題や生活上のからくりがみえてくるようになる。古来、伝えられていくるお天気のことわざやさまざまな言葉も含めて調べていくと、生活が豊かになると思う。また、これからは、ファックスやパソコン通信でセミプロ用の気象資料、気象情報も比較的安価で手軽に入手できるようになるので、無線通信のハムと同じようにホーム気象台をつつある。

最後に、そうした生活面やビジネ

ス面での気象情報をうのみにしないで前後の情報を併せて読み取り、たとえば低気圧や前線の移動に遅れがないか検討する。

(2) 明後日の予報や週間予報の方の予報は、しばしば変更されるから、なるべく新しい情報を使うこと。

(3) 近い将来、気象予報士が局地予報を独自に発表するようになるので、くらべてみると気象情報の使い方のよいヒントが得られる。

(4) 長期予報は、短期予報や週間予報にくらべて精度が劣る（おそらく六〇点対八五点）ので、常に新しい予報を使うこと。できる限り、長期予報の判断の根拠を調べ（気象台にたずねて、根拠が時間とともに判断時から離れていないかどうかチェックすること）。その上で長期予報の内容を確認し、必要に応じて修正し、ビジネスなどに使うこと。

OPEN SPACE



ISHIHARA SOUICHIROU

石原 壮一郎

コラムニスト

みなさんはすうすうお気づきのとおり、会社を取り巻くビジネス社会には、隅々まで、目に見えない大人のルールが存在しています。そんななかで、ビジネスや人間関係を円滑に推進するためには、独特の大人用語を駆使できるようにならなければなりません。

大人用語は、大人の身だしなみであり、ビジネス社会を華麗に泳いでいくための力強い味方。ここでは、代表的な言葉の意味と使い方をご紹介し、大人用語の基本と、大人スピーッツの何たるかを感じ取つていただきことにしましょう。

【あいにく】 取引先の担当者が同僚を訪ねてきたのに留守だったなど、心の中では何とも思っていないくとも、いちおう申し訳なさそうな顔をしなければならない場面に欠かせない言葉。相手の不運をねぎらいつつも、「言つとくけど、俺のせいじゃないよ」とアピールできます。下手に出ながらも、自分の身を守るための予防線は張つておく—そんな大人的姿勢が結実した言葉だとえるでしょう。

【いいですね】 表面的な言葉の意

若手ビジネスマンに贈る〈大人用語入門〉

ビジネス社会を楽しく力強く歩むために

味とは裏腹の気持ちを伝えるのは、大人用語の得意技のひとつ。気乗りのしない飲み会の提案や、スキーリの誘いに対して、大人たるもの、まさか露骨に「いやです」とは言えません。めいっぱい力なく「いいですね」と答え、相手も、その考え方で真意を察するのが、大人の阿吽の呼吸です。

【肝に銘じる】 ビジネス社会では、反省の気持ちというものは相手に伝わらなければ意味がありません。そこで重宝されるのが、この言葉や、「忸怩たる思いです」のような口づつけたような表現。叱る側も、せつから叱つたからには相手の反省の深さを実感したいところです。少々わざとらしくても、こうした言葉を使って反省の気持ちをアピールするのが、叱られる側の役割だと言えるでしょう。

【ついて】 依頼や催促というのは、言い方を間違えると相手から理不尽な怒りを買つてしまします。貸した本やビデオがなかなか返つてこない、頼んでおいた用事がどうも忘れられているらしいといった場合は、「ついての時でいいんです

経費節減?

瀧澤 美恵子
作 家

勤めていたころの最重要問題といえば、まずは日々なにを着てゆくかということだった。早起きが苦手のわたしは、翌日の服装を考えてからでなければ寝ることができない。ちゃんと用意しておいても、翌朝ふいに雨になつたりすると、また取り替えることにもなつたりするので大変だった。

洋服には、アクセサリー、ハンドバッグ、靴という付属物もあるから、遅刻はしないで化粧はして、という条件下で取り合わせるのは至難の技だったのである。その上わたしは秘書をしていたアメリカ人社長は、とてもおしゃれで身嗜みがよかったですから、適当にナウで品のいいものを買い揃えるとなると、これはまた懐にひびく大問題なのである。

経費節減という問題が、社内で最初にもちあがったのも、ちょうどホットパンツが流行りだしたころだっただろうか。では、会社でホットパンツをはいてもいいですね。冗談半分にきいたわたしに、ダンディな社長は、ミニスカートはいいけれども、ホットパンツはだめだといった。するとそれをきいたある男性社員、彼は海外研修から帰ってきたばかりだったが、イギリスではノーブラが認められていた、と抗議した。

ロンドンのオフィスでは、ノーブラの豊満な胸を机の上にどっかりのせて仕事をする女性社員も珍しくなかった、というのである。おかげで彼の集中度は低下したらしいが、極楽だったそうである。その後、イギリスへ行ったかと思うとすぐにアメリカへ回されたのだったが……。

「けれど」と催促するのが大人の奥ゆかしさ。また、逆に、面倒な頼みごとをされた時は、「ついでがあるますから」と言つてあげるのが大人のマナーであり、同時に、さりげなく貸しを作のためのテクニックです。

【話は変わりますが】人がせつか話をしているのに、流れを無視して「話を変えてしまう」のは、本来なら失礼な行為です。しかし、たとえば、得意先でデリカシーのない後輩がライバル会社をほめ始めたといった危険な場合には、あえてこの言葉にすがつて、強引に話を変えるという暴挙に出るのが

大人の勇気。また、聞きづらいけど肝心な話題に移りたい時も、「話は変わりますけど、お支払いの時期は?」といった具合に、非常に頼りになります。

【ほかでもない】「ほかでもない山田商事さんの頼みですから」などと、わりと無理めの頼みごとをされた時に接頭語。でも実は、そこは頼みだからOKしたわけではなく、どこに対しても大丈夫なことがほとんどです。にもかわらずこう言うのは、恩に着せる意味もありますが、それよりも相手に「特別トクをした」と満足感を味わつてもらうための思いやり。

【水も滴る】顔を洗つてきた人をひやかす——あまりにもお約束すぎて頭痛さえ覚えてしまいます。しかし、お約束ギャグに理解と感謝を示せないようでは大人失格。本当に面白いギャグは、理解できる人が限られていましたり、内容的に差し障りがあります。しかし「ここで笑つてください」という合図があるお約束ギャグは、そんな心配は皆無。ありがたく頼つて、しばしなごやかな雰囲気を楽しむことなのです。

いかがでしょう。大人用語の素気持ちはよく仕事をするとは、結局、こういう瑣末な喜びを与え合うところなのです。

※

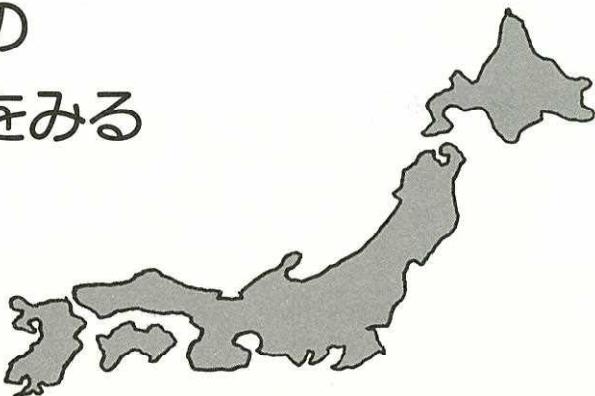
晴らしさの一端をご理解いただけましたでしょうか。

文化。そこには人生をなるべく楽しく力強く歩んでいくための智慧がぎっしりつまっています。なにかとたいへんな毎日かと存じます。が、必要に応じて大人用語のお世話になり、口先で片づく問題は自分で片づけてしまいましょう。正しく美しい大人への道を歩み始めたみなさんに幸あれ!

飛驒高山に観光の 魅力と課題をみる

加藤忠夫

エッセイスト



まちづくりアドバイザーとして高山を訪問

飛驒高山のまちづくりアドバイザーとして今

年の夏、久しぶりに高山の街をおとずれた。社
会人になってから一度（一九八〇年）おとずれ
ており、今回が三度目の訪問となる。

一〇年ごとにくるたびに、歴史的街並みの整
備がすすみ、ミュージアムもふえている。（「図
表1」参照）。

心える観光客数

それとともに観光客入り込み数もふえており
「図表2」にみると、一九七〇年は六六万
人、一九八〇年は二〇三万、一九九四年は二三
〇万人へと伸びている。宿泊客数も一九七〇年
の二九四万人から一九八〇年には七九万人、そし
て一九九四年には一〇三万人とふえている。

市の方に案内いただいた高山市が設置、経営
している屋外民族資料館「飛驒の里」にも、東
京、大阪、名古屋をはじめ北海道から九州まで
全国各地のナンバーの車が駐車していた。

改善されてきた鉄道、道路

高山を訪れる人がふえるとともに高山へのア
クセスもよくなつており、たとえば鉄道は、国
鉄時代、東京等で使い古しのディーゼルカーが
使われていたが、JR東海となつて「ワイドビュー
ひだ」という窓が大きくすわり心地のいいリゾー
ト特急が走るようになり、名古屋から二時間九
分、東京、大阪からでも新幹線と「ワイドビュー
ひだ」で三時間四六分、三時間一分でこれるよ
うになつていている。

車でくる場合も名神、中央自動車道の整備、そ
して国道四一号線の改良等によつて、名古屋か
ら三時間、東京から七時間、大阪から五時間に
ちぢまつていて。現在も東海北陸自動車道、中
部縦貫自動車道が整備中であり、これらが完成
すればアクセスはさらによくなることとなる。

交通アクセスと街の魅力

道路とか鉄道（新幹線等）など交通アクセス
の整備に関して、(a)「交通アクセスがよくなれ
ばうちの街も発展するのだが」という話をよく
きくが、確かにそれも真実の半面かもしれない
が、(b)もう半分は「そこに行きたい、と思わせ
る街であれば早く道路や鉄道が整備される」と
いうことも半面の真実だと思う。

交通アクセスをよくしようと思えば、まわり
道のようでも「そこへ行つてみたい、住んでみ
たい」と思わせる街の魅力をつくることが結局
は早道のことが多い。高山の場合は景観の整備、
ミュージアムの設置など観光地としての魅力を
高める中で鉄道、道路など交通アクセスの整備
がすすんできたといつていいだろう。

アンテナショップとしての高山朝市

ホテルで早く目がさめて、さてどうしようか、
と高山のパンフレットをみていたら、有名な高
山朝市が早朝からやっていることを発見。

宮川沿いの朝市をのぞいてみると、ウイーク
デーだというのにたくさんの人出。きけば観光
客だけでなく地元の人も結構おとずれる由。

この朝市、農家等のアンテナショップの役割
もかねており、東京や京阪神、名古屋などの観

日本全国、各都市・地域ウォッチング⑩

さるることで女性もマチもキレイになつていいくよく、「女のコが田舎から街へ出てアカ抜け」といわれるが、その一因は街に出て、たくさんの人みられるようになるからだと思う。

『総合産業としての観光業』の一端を垣間みた気がする。

朝市は、高山観光に一つの魅力を加えるとともに、とくに朝、まだ他の施設、商店があいてない時にひらかれていることの意義は大きいというべきだろう。『観光の一四時間対応』の好例、——高山の観光客誘致が、野菜、果実、つけもの、木工芸品、民芸品などの第一次産業、第二次産業を育てることにもつながっている。

朝市は、高山観光に一つの魅力を加えることになる、「じやあ一箱宅急便で送つて」ということになるケースも間々あるとか。

朝市は、高山観光に一つの魅力を加えるとともに、とくに朝、まだ他の施設、商店があいてない時にひらかれていることの意義は大きいといふべきだ。『観光の一四時間対応』の好

例、——高山の観光客誘致が、野菜、果実、つけもの、木工芸品、民芸品などの第一次産業、第二次産業を育てることにもつながっている。

『総合産業としての観光業』の一端を垣間みた気がする。

さて、高山のいい面を中心書いてきたが、二〇年前の高山は、『生活と美しい街並みが一体のものとして存在』していた——ように思う。

生活と景観との共存が課題

よく、「女のコが田舎から街へ出てアカ抜け」といわれるが、その一因は街に出て、たくさんの人みられるようになるからだと思う。

『美しい街づくり』をすすめる上で、たくさんの人々にみられるようになるとまちもきれいになる。きれいになるとますますたくさんの人々がきて、ますますきれいになつてくる、という訳だ。

ところが、高山への観光客が増加するなかで、歴史的景観地区も、そのほとんどの業種が観光関連産業になつてしまい、生活とかけはなれつのある点が気にかかる。極論すれば映画のセントのような空間……これでは、子供はよろこぶかもしれないが、「違ひのわかる大人」の足が遠のく危険があるのではないか。

その兆候は出はじめている、といつていいのかかもしれない。観光入り込み客数はたしかに飛躍的にふえたが、一九九〇年代に入つてからは一九九〇年が二五二万人、九一年、二四九万人、九二年、二四六万人、九三年、二〇八万人、九四年、二三三万人と伸び悩んでいる。

映画セット、テーマパークとしての景観地区だけではなく、『生活がいとなまれている景観地区』を新たにつくり出し、複合的な魅力をもつ高山にしていくことがこれから的重要課題の一つのように私には思われた。

映画セット、テーマパークとしての景観地区だけではなく、『生活がいとなまれている景観地区』を新たにつくり出し、複合的な魅力をもつ高山にしていくことがこれから的重要課題の一つのように私には思われた。

【図表1】高山の都市景観づくり——市民運動と行政の対応——

市民運動	町並保存	景観保存
S35. 6. 9 高山豊臣会議有形民俗文化財に指定	S41. 2. 上三之町町並保存会結成	\$46. 6. 24 高山市環境保全基本条例制定
35.10.15 高山祭保存会結成	43. 恵比須町結婚习俗保存会	47. 9.30 高山市条例制定
36. 高山市豊台保存会に援助金	43. 観光資源保護財団44~45年上期之町保存会に援助金	11.20 行政規則制定
37. 6. 「宮川に溝道を」こども会活動始まる	45. 2. 3 上三之町町並保存会を恵比須町結婚习俗内での伝統移式による新規に市が助成	11.29 行政規則制定
38. 「くらしの手帳」に「山のこころ」の而高山紹介	45. 恵比須町結婚习俗内での伝統移式による新規に市が助成	48. 4.27 高山市景観化連絡会議規則制定
39. こども会の手宮川へ豊	45. 岐阜県内に向けて「町をきれいにしよう、花を植えよう」市民運動開催	49. 2.15 高山市街地景観保存計画制定
39. 5. 3 こども会の手宮川へ豊を放送	45. 2. 4. 1 上三之町(魚瀬町)より安川まで町並保存会結成	49. 2.15 損失補償金の限度額制定
41.11. 1 高山市民草創定	45. 2. 4. 1 上三之町(魚瀬町)より安川まで町並保存会結成	49. 2.15 第1種 東山の区域
44. 5.19 宮川を美しくする会結成	45. 2. 4. 1 奈良県立文化財研究所町並調査	49. 2.15 第2種 上之町の保存区域
45. 6. 1 江口子川を美化する会結成	45. 2. 4. 1 上三之町(魚瀬町)より安川まで町並保存会結成	上之町の区域
45. 9.30 大八賀川を守る会結成	45. 2. 4. 1 高山市街地景観保存計画制定	53. 3. 28 高山市景観化条例廃止、高山古跡を守り育てる条例制定
57. 8. 7 川上町を守る会結成	52. 3. 30 高山市伝統的建造物群保存地区存地区保存条例制定	4. 1 行政規則制定
57.11.18 芝川を美しくする会結成	52. 3. 30 高山市河内美化連絡協議会結成	高山市景観化連絡会議規則廃止し、高山市環境保全連絡会議規則制定
58. 5. 18 高山市河内美化連絡協議会結成	53. 9. 18 新市計画第19条第1項の規定による未認可	53. 4. 17 高山市が設置する屋外広告物に関する規制条例制定
59. 8. 5 沢原第一茅草軒清掃実施	53. 9. 18 新市計画第19条第1項の規定による未認可	岐阜県指導令第208号
60. 3. 高山市河内茅草軒清掃実施	53. 9. 18 高山市第三伝統的建造物遺産化賞を受賞	53. 5. 13 高山市緑化推進事業補助金交付申請規定
60. 8. 6 沢原第一茅草軒清掃実施	53. 9. 30 高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則制定	53. 8. 1 市街地景観保存区域の指定(追加)
61. 8. 3 同上	53. 9. 30 高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則制定	第2種 望月町昭和保存区域
62. 4. 30 宮川を美しくする会中郡経済同友会主催	53. 9. 30 高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則制定	53. 5. 13 高山市緑化推進事業補助金交付申請規定
62. 8. 3 沢原第一茅草軒清掃実施	53. 9. 30 高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則制定	57. 8. 5 高山市景観化連絡会議規則制定
62. 8. 14 高山市花いばは実行委員会結成	55. 3. 建築式古事記図鑑、高山の町のみ免許	58. 7. 1 高山市景観町並保存会会員登録大臣より感謝状を受ける
63. 8. 21 全市一斉草軒清掃	57. 4. 1 伝統的建造物群保存対策(教委規則)制定	59. 2. 10 「高山市は外店物等設置に関する要領」の制定
63. 8. 28 一帯第一株いばい道勤(第3回全日本花いばい大会開催)	57. 4. 11 第1回手づくり祭り実行委員会会員登録	「高山市古物等を廃しとする推進協議会」設置
H元. 6. 5 花いばい企画推進委員会結成	61. 7. 11 第1回手づくり祭り実行委員会会員登録	協議会設立当市において開催
元. 8. 5 全市一斉草軒清掃	62. 10. 7 いばいのワード「まち飛	61.11. 1 市街地景観保存区域の指定(追加)
2. 8. 5 全市一斉草軒清掃	62. 10. 7 いばいのワード「まち飛	第2種 上之町の保存区域
3. 8. 4 全市一斉草軒清掃	62. 10. 7 いばいのワード「まち飛	63. 7. 10 第1回手づくり祭り実行委員会(中橋公園)実行
3.10.12 美術研究会委員会を結成	63. 7. 10 第1回手づくり祭り実行委員会(中橋公園)実行	64. 11. 24 市街地景観保存区域の指定(追加)
4. 8. 2 全市一斉草軒清掃	64. 1. 11 下三之町中組景観保存会結成	第3種 寺内保存区域
5. 8. 1 全市一斉草軒清掃	64. 1. 11 下三之町中組景観保存会結成	H 6.11. 22 市街地景観保存区域の指定(追加)
6. 8. 7 全市一斉草軒清掃	64. 1. 11 下三之町中組景観保存会結成	第4種 第3種の保存区域

出典：「平成6年度版高山市のあらまし」・高山市企画財政課

【図表2】観光入り込み客数推移 (単位:千人)

	1970 (S.45)	1975 (S.50)	1980 (S.55)	1985 (S.60)	1990 (H. 2)	1991 (H. 3)	1992 (H. 4)	1993 (H. 5)	1994 (H. 6)
日帰り	366	1,259	1,241	1,020	1,412	1,401	1,431	1,183	1,277
宿泊	294	671	788	848	1,105	1,087	1,033	897	1,028
計	660	1,930	2,029	1,868	2,518	2,488	2,464	2,080	2,305

出典：「平成6年観光統計」(高山市観光課)

声

建築(設計)研修に参加して

近代建築の基本的な思想は、現在を肯定の上に成り立つ機能性と、いかに人間社会の要望に合理的に適合するかにその良否の判断が求められてきたともいえる。しかし、建築もまた過去から現在へ、そして未来へと成長変化を遂げてきたし、まだ遂げていくべきものであろうが、過去、現在、未来といふものは、建築にとって一体何を意味し、意味したものであったのか。

この時期、建築(設計)を業とするものにとって、未来に向かっての創造性豊かな着目とは何かを問いかけ、語り合う時間と、建築家としての未来に対処するライフスタイルを考えることは是非とも必要なことである。その一時期を提供したのが、今回の建築(設計)という名の研修であったといえる。研修生という名の若い建築家にとっては、設計演習で描く一枚の図面の中に自らの主張を掲げて他に批判を求め、落胆と挫折の中から新しい主張に向かって奮闘努力を重ねての十日間であったはずである。

以下その参加者の心情と、未来に向かっての心組みの一端を紹介してみたい。

(研修局)

視点を変えることの大切さを認識

林 則幸

(鈴鹿市)

怠惰な気分に注意を喚起

宮川 正

(九州建設コンサルタント株)

研修は技術の向上と知的な刺激の場

村上 明子

(関大阪市建築技術協会)

今回の研修で一番感じたことは、「視点を変える」ということでし
た。たとえば「建築設計計画(一)」の横井氏が、「建物が良くても環境
にマッチしていないと良い設計とは言えない」と言う話があつたし、
「建築設計計画(二)」の岡田氏も都
市 の 再 開 発 で は 共 通 す る 内 容 が あつ
た。日ごろ設計をしていると、自
分や依頼する人の目でしか物事を
考 え て い な い ような 気 が す る が、
な い ろ い る 視 点 を 変 え て (外 か ら 見
た り、内 部 か ら 見 た り、使 う 人 の
立 場 に な っ て 見 た り) 考 え て い か
な く あ れば 良 い 建 物 は で き な い の だ
な と 改 め て 感 じ ま し た。

課題設計では、日ごろ一つの建
物を自分で設計するということが
少ないので(改修や小さな建物等
の設計はするが、その他は委託設
計が多い)、基本的な設計の道すじ
(手法がわからずとまどうこと
多い)それに対する講義があれ
ば、更に充実したものになつたよ
うに思 い ま す。

今回の研修第一日目に「技術を
修には初めての参加だったのです
が、まず驚いたのが講師の方々の
充実さです。まず講師の方は講義
等で慣れていらつしやるのではし
うが、我々のレベルでも理解でき
るような講義にしていただき大い
に魅力を感じました。全ての講義
内容は、我々日常の業務の中でい
つも考 え て い か な く あ い け な い
ことばかりですが、忙しさにかま
けてついつい忘れがちになること
に、注意を喚起してくれました。

また、今回の研修は、自己をあら
ためて見直すことと、自己啓発の
動機づけになりました。会社に戻
りましたら、今後とも若い者たち
への研修参加を進言したいと思つ
ています。

最後に、今回は公務員の方々が
多かったのですが、公務員の方々
もたくさん参加されて今の古い体
質をえていっていただきたいと
思っています。とにかく楽しい研
修でした。

向 上 さ せ る こ と も さ る こ と な が ら、
普段の仕事で得られない知的な刺
激を受けること、また、新しい仲
間を得ることに心がけて欲しい」
という話を聞き、このかなり長い
研修を前に緊張気味であった私
も少々リラックスすることができた。
第二日目の「建築基準法を巡る最
新の話題」は、基準法のみならず、
建築を巡る状況を織りませながら、
建築者がどのように社会貢献すべ
きか、謙虚に考える姿勢の大切さ
を改めて感じた。また、第三日目
の「建築設計計画(一)」では、とか
く情報に踊らされがちな意匠デザ
インの考え方について、ベーシッ
クなものが美しいことを再認識す
ることができた。特にこの講義の
テキストについては、職場でもつ
と若い人たちに読んでもらいたい
と思ってる。設計演習について
は、出題者の方々のかなりの譲歩
にもかかわらず、ずいぶんと時間
がかかり、訓練の必要性を強く感

今回の研修第一日目に「技術を
向上させることもさることながら、
普段の仕事で得られない知的な刺
激を受けること、また、新しい仲
間を得ることに心がけて欲しい」
という話を聞き、このかなり長い
研修を前に緊張気味であった私
も少々リラックスすることができた。
第二日目の「建築基準法を巡る最
新の話題」は、基準法のみならず、
建築を巡る状況を織りませながら、
建築者がどのように社会貢献すべ
きか、謙虚に考える姿勢の大切さ
を改めて感じた。また、第三日目
の「建築設計計画(一)」では、とか
く情報に踊らされがちな意匠デザ
インの考え方について、ベーシッ
クなものが美しいことを再認識す
ることができた。特にこの講義の
テキストについては、職場でもつ
と若い人たちに読んでもらいたい
と思ってる。設計演習について
は、出題者の方々のかなりの譲歩
にもかかわらず、ずいぶんと時間
がかかり、訓練の必要性を強く感

じた。

今回、女性の参加者も多く、楽しく研修生活を過ごすことができ、本当に幸運だったと思つていい。

問題意識を持ち

良い師に恵まれて

安藤
(三重県)

今回研修に参加して「公共建築物とは」という問題意識を持つことができました。きっかけとしては、「建築設計計画(一)・(二)」の講義における横井建設専門官の建築物単体の設計を通じた公共建築物の計画及び岡田新一氏の都市的スケールから見た公共建築物の計画という二点です。つまり単体の機能・デザインを満たしながら、都市としての歴史的な継承・役割を兼ね備えた建物として「公共建築物」は存在しなければならないということである。一朝一夕にはうまく行かないであろうが、職場に帰った後も今回の問題意識を持ち続けて、公共建築物の建設に携わっていきたいと思います。

なお、今回、岡田新一氏の講義を受けられたことは、学生時代よ

り「岡山オリエント美術館」など

氏の建物のファンであった者としてはとても感動的なことでした。講師ならび研修を企画された方々に御礼を申し上げます。

建築物に対する考え方の違ひに驚き

松田 芳幸
(大和高田市)

今回の研修に参加して、各界の著名な先生方の講義を受け、日本の最先端技術及び現状を知ることができ、また、参加研修生同士のコミュニケーションにより全国各地の情報及び実状も同時に把握できました。その反面各先生方の建物に対する考え方の違いの大きいことが、また、参加研修生同士の構造施工監理の立場から考えると大変楽しくかつ興味深く、あつといふことは、大変に良かったと思

います。その反面各先生方の建物に対する考え方の違いの大きいことが、また、参加研修生同士の構造施工監理の立場から考えると大変楽しくかつ興味深く、あつといふことは、大変に良かったと思ひました。しかし、自分としては、今後とも「シンプル・イズ・ベスト」の基本精神でいきたいと思つていま

す。また、今回の設計課題演習に關しては、できればドラフターを使えるようにしていただければ時間の有効利用及び作品の向上につながると思うので、一考されるよう願います。

美しい街並みが好きな私が美しい街並みが好きな私

中村 裕行
(松戸市)

研修もあと一日で終りますが、建築に関する最近の話題に目を留め、講師の方の建築に対する考え方や、仕事の進め方に感心し、スライドで見た都市に憧れさえも感じました。新しい多くのこと、知識が吸収できたこと、また、自分は本当に建築が好きだったといふこと。美しい街並や、都市が好きだんだということをいま思いました。新しさが感じます。他県の方々も、建築を愛し、仕事が「大変だ」、「仕事だから」と言いながらも、仕事を楽しみながらひたむきに取り組んでいるのだということを十分に感じ取ることができました。講義時間中も時間外も、実のあ

日 程	午 前	午 後	備 考
第1日	特 別 講 話	設 計 演 習(1) (課 題 説 明)	
第2日	建築基準法を巡る 最新の話題	インテリアデザイン論	自主演習
第3日	建築設計計画(1)	設 計 演 習(2)	自主演習
第4日	建 築 構 造 設 計	建 築 設 備 設 計	自主演習
第5日	設 計 演 習(3)	設 計 演 習(4)	自主演習
第6日			
第7日			
第8日	建築設計計画(2) (都市における 公共建築の役割)	建築設計における コンピューター利用	自主演習
第9日	建 築 の 防 災 設 計	見 学	自主演習
第10日	オフィスの快適性について ----- 設 計 演 習(5)(講評)	設 計 演 習(5)(講評)	

※感想文の標題は編集部でつけたものです。

本研修に関する問い合わせは当センター研修局まで。

電話0423(24)5315

研修名	期日・人数	目的および対象者
事業アセスメント -事業推進のための合意形成-	8月 40名・4日間	プロジェクトの事業計画、実施または用地にかかる職員(地方建設局、地方公共団体、コンサルタント他)を対象に、建設事業の円滑な推進にあたって必要な合意形成対応力の実践的向上をはかる。
環境アセスメント	1月 60名・5日間	環境アセスメントに関する業務に携わる職員を対象に、建設事業に伴う環境アセスメントに関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
用 地 一 般 (I) (II)	5月・10月 各80名・各12日間	地方公共団体等の用地事務を担当する実務経験2年未満の職員を対象に、用地取得等の理論と実務について基礎的知識の修得をはかる。
用 地 事 務(土地)	1月 50名・5日間	地方公共団体(人口10万人以下)等の職員または委託により用地業務に携わる職員を対象に、用地取得等について基礎的知識の修得をはかる。
用 地 事 務(補償)	1月 50名・5日間	地方公共団体(人口10万人以下)等の職員または委託により用地業務に携わる職員を対象に、損失補償等について基礎的知識の修得をはかる。
用 地 専 門	12月 50名・5日間	起業者または委託により用地業務に携わる職員で用地補償の基本的知識のある者を対象に、特殊な補償における専門的知識の修得をはかる。
用 地 補 償 専 門 (ゼミナール)	11月 40名・5日間	公共用地取得業務に携わる基礎的知識のある職員を対象に、実務的な講義、事例研究等を通じて必要な実践的問題解決能力の向上をはかる。
補償コンサルタント (用地基礎) I・II・III	4月 各60名・各5日間	補償コンサルタント業務を行う職員の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する基礎的知識の修得をはかる。
補償コンサルタント専門 (物件、営業補償・特殊補償、事業損失部門)	6月・7月 各60名・各5日間	補償コンサルタント登録部門の専任管理者または、これに準ずる職員を対象に、補償に関する専門的知識の修得をはかる。
土 地・建 物 法 規 実 務	7月 50名・4日間	土地・建物にかかる業務に携わる職員を対象に、土地・建物に関する民法等の関連諸法規について基本的に必要な知識の修得をはかる。
不 动 产 鉴 定 -土地価格等の評価手法-	9月 70名・5日間	土地評価業務に携わる職員を対象に、不動産鑑定および公共用地等の評価にかかる基本的知識の修得をはかる。
不動産鑑定(演習) -不動産鑑定特論-	2月 40名・5日間	不動産業務に携わる基本的な知識のある職員を対象に、不動産の鑑定評価に関する実務的な知識を、演習を通じて深めるものとする。
土 地 家 屋 調 査 -不動産登記実務-	6月 50名・5日間	不動産登記、土地家屋調査に携わることとなる者を対象に、その業務に関し基本的に必要な知識および実務の修得をはかる。
土 地 有 効 活 用 実 務	10月 40名・4日間	土地に関する業務に携わる職員を対象に、土地有効活用の事業手法とそれにかかる税務等について、実務的な知識の修得をはかる。
地 価 調 査 担 当 者 等	5月 80名・5日間	都道府県ならびに指定都市の地価調査関係業務担当職員を対象に、土地評価に関する基礎的な知識の習得をはかる。
価 格 審 査 担 当 者	11月 60名・5日間	都道府県および指定都市ならびに都道府県等から委任を請けた市町村の価格審査担当職員を対象に、土地評価に関する基礎的な知識の習得をはかる。
土 地 調 査 員	9月 80名・5日間	都道府県ならびに指定都市の土地調査員を対象に、土地調査員に必要な基礎知識の習得をはかる。
都 市 計 画 一 般	6月 70名・12日間	地方公共団体・都市計画コンサルタント業界等で、都市計画業務経験2年以下の職員を対象に、都市計画業務に必要な基礎知識の修得をはかる。
都 市 再 開 発 一 般	10月 50名・5日間	地方公共団体等の都市再開発業務に携わる職員を対象に、都市再開発に関する基本的に必要な知識の修得をはかる。
都 市 計 画 街 路 一 般	11月 50名・12日間	地方公共団体、都市計画コンサルタント業界等で、都市計画街路業務経験2年以下の職員を対象に、街路事業の基本的に必要な知識の修得をはかる。
都 市 デ ザ イ ン	12月 60名・5日間	地方公共団体、民間業界等において、都市デザイン業務に携わる職員を対象に、都市デザインに関する専門的知識の修得をはかる。
景観調査・評価演習	10月 40名・5日間	景観(景域)業務に携わる職員を対象に、景観(景域)の考え方・調査手法・評価・イメージの書き方について専門的知識・技術の修得をはかる。
シビックデザイン	5月 50名・5日間	市町村、コンサル、施工業者等で調査、計画、設計又は施工業務に携わる職員を対象として、景観に配慮し、デザイン的にも質の高い土木施設のデザインに関する専門的知識・技術の修得をはかる。

平成7年度研修計画

研修名	期日・人数	目的および対象者
エコロジカル・デザイン	9月 50名・4日間	建設事業に携わる職員を対象に、建設事業の施設計画にあたり必要なエコロジカルな知覚とエコロジカル・デザインに関する専門的知識の修得をはかる。
田園都市	9月 40名・4日間	都市計画業務に従事する職員を対象に、都市と田園の共生をはかる田園都市のフィジカル・プランニングについての考え方、手法ならびにその先進事例の知識の修得をはかる。
花と緑 —緑化(花・緑)の実務—	2月 60名・4日間	国・地方公共団体等の職員で「花と緑」の業務に携わる職員(緑化相談員等)を対象に、花と緑のデザイン、植栽に関する基本的な知識・技術の修得をはかる。
あそび環境デザイン —楽しさの演出—	9月 50名・5日間	都市問題、地域問題に携わる職員を対象に、都市・地域の創造に「ゆとり」「あそび」の視点にもとづく空間創造とデザインに関する専門的知識の修得をはかる。
宅地造成技術	6月 70名・5日間	宅地造成工事の設計・施工・監督・許可事務等を担当する職員を対象に、宅地造成技術の専門的知識の修得をはかる。
大規模開発	7月 50名・5日間	「大規模開発相談員」に相当する職員を対象に、審査手続の進行管理促進の方策、関係法令との調整方法等広範囲な知識の修得をはかる。
下水道	12月 70名・5日間	下水道の計画・設計・施工業務に携わる経験2年末満の職員(日本下水道協会会員を除く)を対象に、基本的な知識の修得をはかる。
下水道積算実務	8月 40名・5日間	下水道工事の設計・積算・契約等の業務に携わる職員を対象に、主として排水施設等の工事契約ならびに積算手法についての基礎的知識の修得をはかる。
河川一般	10月 50名・5日間	中小流域の河川に係わる業務に携わる職員を対象に、中小流域の河川に係わる最近の課題に対応するために必要な知識の修得をはかる。
砂防一般	2月 40名・5日間	地方公共団体、公団、公社、コンサルタント等の職員を対象に、砂防に係わる最近の課題に対応するために必要な知識の修得をはかる。
河川総合開発 —ダム設計—	5月 60名・5日間	ダム事業に携わる中堅技術職員を対象に、最近のダム課題に対応するために必要なダムの調査設計に関する総合的な知識の修得をはかる。
水資源	10月 40名・5日間	水資源計画に経験の浅い職員を対象に、水資源計画に関する専門的知識の修得をはかる。
河川技術(演習)	7月 60名・5日間	地方公共団体等で河川業務に携わる職員を対象に、河川の調査・計画・設計等に関する必要な知識の修得をはかり演習により理解を深めるものとする。
河川構造物設計一般	6月 50名・11日間	河川構造物の設計業務を担当する職員を対象に、河川構造物等の機能設計に必要な知識の修得をはかる。
砂防等構造物設計演習 —砂防・地すべり・急傾斜地・雪崩—	7月 40名・11日間	砂防・地すべり・急傾斜地・雪崩施設の調査設計業務に関し、実務経験2年程度の職員を対象に、各構造物の調査・計画・設計の専門知識の修得をはかる。
災害復旧実務	1月 50名・5日間	地方公共団体等で災害復旧業務に携わる実務経験3年以下の職員を対象に、災害復旧の実務に必要な知識の修得をはかる。
災害復旧実務 中堅技術者	5月 50名・5日間	地方公共団体等で災害復旧業務に携わる実務経験3年以上の技術職員を対象に、災害復旧の実務に必要な専門知識の修得をはかる。
ダム工事技術者一般	2月 50名・12日間	土木建設工事に従事する技術職員を対象に、ダム工事に関する基礎的知識の修得をはかる。
ダム工事技術者中堅	2月 45名・17日間	土木建設工事に従事するダム工事の実務経験5年以上の中堅技術職員を対象に、ダム工事の専門的な高度の技術・知識の修得をはかる。
ダム技術者上級	6月 70名・5日間	小規模ダム工事総括管理技術者の認定に係る審査等を受験しようとする者を対象に、その資質の向上をはかる。
ダム管理	11月 35名・5日間	国、地方公共団体、公団等のダム管理業務に携わる技術職員を対象に、ダム管理に必要な知識の修得をはかる。
ダム管理 (操作実技訓練)	4月・1月・2月 各6名・5回 計30名・各4日間	国および地方公共団体等のダム管理所において、ダム操作に従事している職員を対象に、ダム操作の技術の習得をはかる。
ダム管理主任技術者 (学科1回・実技12回)	学科72名・4月・5日間 実技各6名・5月～10月・各4日間	河川法第50条に基づく管理主任技術者及びその候補者を対象に、ダムの安全管理に必要な知識・技術の修得をはかる。

研修名	期日・人数	目的および対象者
ダム管理技士 (実技試験)	10~12月(10回) 各6名・各3日間	ダム管理技士認定試験の学科試験に合格した者に実技試験を行う。
道路計画一般	10月 70名・10日間	道路等の調査・設計業務に携わる経験の少ない職員を対象に、道路の調査・計画および設計に関する知識の修得を演習を通してはかる。
道路技術一般	5月 50名・12日間	道路建設工事に従事する業界技術職員で、一定の資格を有する者を対象に、主任技術者養成のための必要な施工技術の修得をはかる。
道路技術専門	6月 80名・5日間	道路建設工事に従事する業界上級技術職員で、一定の資格を有する者を対象に、舗装に関する専門的な高度の知識の修得をはかる。
道路舗装	7月 60名・5日間	地方公共団体等で舗装業務に携わる実務経験3年程度の職員を対象に、舗装に関する知識の修得をはかる。
舗装技術	4月 40名・4日間	道路工事等に従事する技術職員を対象に、舗装に関する必要な技術・知識の修得をはかる。
透水性・排水性舗装	10月 50名・3日間	建設事業に携わる技術職員を対象に、透水性・排水性舗装についての理論および設計・施工などの専門知識の修得をはかる。
市町村道	11月 60名・5日間	市町村道業務に携わる職員を対象に、市町村道に関する総合的な専門知識の修得をはかる。
道路管理	9月 60名・11日間	道路管理業務を担当する職員を対象に、道路管理に必要な知識の修得をはかる。
地質調査 (土質・岩盤・地下水コース)	4月・5月 70,50,50名・各5日間	国、地方公共団体および業界等において地質調査業務に従事する技術職員を対象に、地質調査の専門的な知識の修得をはかる。
新地盤探査技術	9月 40名・4日間	地質調査業務に従事する職員を対象に、新しい地盤探査技術に関する専門的知識の修得をはかる。
土質設計計算(演習)	12月 60名・4日間	土質設計の業務に携わる技術職員を対象に、土質設計に関する専門的知識の修得を演習を通じてはかる。
ソイル・リケファクション (土の液状化)	2月 40名・4日間	国土保全ならびに建設事業に携わる職員を対象に、基礎地盤の液状化に関する専門的知識の修得をはかる。
地盤処理工法	5月 50名・5日間	建設事業に携わる実務経験3年程度の技術職員を対象に、建設工事にかかる軟弱地盤改良工事に関する専門的な知識・技術の修得をはかる。
補強土工法	12月 40名・5日間	建設事業に携わる職員を対象に、補強土工法の設計・施工に関して最新の知識・技術の修得をはかり、設計計算演習を通じて理解を深める。
くい基礎設計	4月 70名・5日間	構造物の設計関連業務に携わる職員を対象に、くい基礎の構造理論、設計手法等の専門的知識の修得をはかる。
地すべり防止技術	5月 50名・9日間	地すべり調査および防止対策に従事し一定の実務経験年数を有する技術職員を対象に、より有効な災害防止を行うために必要な専門的知識の修得をはかる。
斜面安定対策工法	4月 70名・4日間	建設事業に携わる職員を対象に、のり面の崩壊防止、保護工等の安定対策工事についての調査・設計・施工の専門的知識の修得をはかる。
防災構造	2月 40名・5日間	防災耐震構造にかかる技術職員を対象に、防災耐震構造に関する専門的技術の修得をはかる。
橋梁設計	8月 70名・12日間	橋梁の設計業務に携わる職員で、基礎的知識を有する者を対象に、橋梁の計画・設計に必要な理論及び設計手法などの必要な知識・技術の修得をはかる。
橋梁維持補修	12月 50名・5日間	橋梁の管理業務に携わる職員を対象に、橋梁の維持・補修について、現状診断、補修方法等に関する基本的な知識の修得をはかる。
プレストレスト・コンクリート技術	9月 50名・5日間	建設事業に携わる職員を対象に、プレストレスト・コンクリートに関し、主としてPC橋を中心に必要な基礎的知識・技術の修得をはかる。
シールド工法一般	4月 60名・4日間	新たにシールド工事に従事する技術職員を対象に、シールド工事の施工に関し、基本的に必要な技術・知識の修得をはかる。

平成7年度研修計画

研修名	期日・人数	目的および対象者
シールド工法中級	9月 50名・4日間	シールド工事に従事している現場技術職員を対象に、シールド工事の施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
ナトム	2月 60名・5日間	土木建設工事に従事する経験の浅い現場技術職員を対象に、ナトム工事の設計・施工等に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
ナトム (契約・積算)	7月 50名・4日間	ナトムの設計・積算、契約等の業務に従事する職員に対し、契約の基本的な考え方・積算についての施工計画・積算手法の知識の修得をはかる。
推進工法	9月 70名・4日間	推進工事に従事する中堅技術職員を対象に、推進工法の設計・施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
推進工法積算実務	5月 60名・4日間	下水道推進工事の設計・積算業務に携わる経験の浅い職員を対象に、下水道推進工事の設計・積算についての専門知識の修得をはかる。
トンネル補強補修	10月 40名・3日間	トンネル業務に携わる職員を対象に、トンネル保守管理の点検調査、補強・補修の効果的な対策の専門的知識・技術の修得をはかる。
土木工事積算	5月 60名・5日間	地方公共団体等において土木工事積算業務を担当する職員を対象に、土木工事および設計業務委託等積算体系の知識の修得をはかる。
土木積算体系	2月 60名・5日間	公社および建設事業関係者で土木工事積算業務を担当する職員を対象に、土木工事積算に関する基礎知識の修得をはかる。
土木工事監督者	7月 70名・10日間	地方公共団体等の工事監督業務を担当する職員を対象に、土木工事の施工管理、監督について必要な基本的な知識の修得をはかる。
工程管理 (基本)	4月 60名・3日間	建設事業に携わる土木系職員を対象に、工程管理の基本的な考え方を理解するとともに、演習を通してその手法と利用法の修得をはかる。
工事管理演習	10月 40名・5日間	建設事業に携わる職員を対象に、施工管理に関し基本的に必要な知識・手順を施工計画書作成演習を通じて習得をはかる。
実行予算	10月 50名・3日間	建設工事の実行予算業務に携わる職員を対象に、建設工事の実行予算にかかる考え方とコストの基本についての修得をはかる。
維持補修補強工法	11月 40名・5日間	建設事業に携わる職員を対象に、主としてコンクリート構造物を対象に維持補修補強に関する専門的知識の修得をはかる。
仮設工	9月 60名・5日間	建設事業に携わる職員を対象に、仮設工(土留、仮締切、型枠、支保工、仮設桟橋等)の設計・施工に関する知識・技術の修得をはかる。
建設工事紛争処理	10月 40名・4日間	建設事業に携わる職員を対象に、建設工事請負契約に関する民事紛争を的確に処理するために必要な知識を修得し、紛争処理能力の向上をはかる。
近接施工	9月 50名・4日間	建設事業に携わる技術職員を対象に、各種既設構造物に対しての近接施工について調査・設計手法・対策工法などの専門知識の修得をはかる。
実地検査	6月 40名・4日間	国庫補助公共工事の施工に携わり実地検査に関し経験の浅い職員を対象に、検査に必要な基本的な知識の修得をはかる。
港湾工事	7月 50名・4日間	港湾工事に関し実務経験の浅い職員を対象に、港湾工事に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。
電気工作物	5月 40名・5日間	電気工作物に携わる職員を対象に、電気工作物の工事・維持・運用に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。
自動化・情報化施工	7月 50名・5日間	土木建設工事に従事する一定の実務経験年数を有する職員を対象に、最新の自動化・情報化施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。
建築指導科 (監視員)	5月 60名・12日間	建築指導行政を担当する職員を対象に、建築監視員としての実務知識の修得をはかる。
建築計画	2月 40名・4日間	一級建築士相応の知識を必要とする者を対象に、数種の具体的な建築計画を通じて建築計画に必要な専門的知識の修得をはかる。
環境共生建築	11月 40名・5日間	都市計画業務に携わる職員ならびに建築技術者を対象に、環境と共生する建築に関する専門的知識の修得をはかる。

平成7年度研修計画

研修名	期日・人数	目的および対象者
建築新技術	9月 40名・3日間	建築施工業務に携わる者を対象に、超高層建築の施工技術についての基本的知識の修得をはかる。
建築(設計)	10月 40名・10日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築業務を担当する職員を対象に、建築設計に関する必要な知識を演習を通じて修得をはかる。
建築(積算)	8月 40名・5日間	国、地方公共団体、公団、公社等で建築積算に従事する職員を対象に、建築積算の実務に必要な専門知識を演習を通じて修得をはかる。
建築構造(RC構造)	6月 40名・9日間	国、地方公共団体、民間建築業界で建築構造に携わる職員を対象に、建築構造(RC構造)に関する専門的に必要な知識の修得をはかる。
建築構造電算	7月 25名・5日間	構造設計・計算の電算利用経験が少ない者を対象に、ソフトウェアの概要、アウトプットの適切な判断等に関する基本的な知識の修得をはかる。
建築設備積算	11月 40名・5日間	国、地方公共団体、公団、公社等で建築設備積算に従事する職員を対象に、建築設備工事の積算について基礎知識の修得をはかる。
建築設備(空調)	9月 50名・10日間	国、地方公共団体、公団、公社、民間建築業界で建築設備を担当する職員を対象に、建築空調設備について必要な知識の修得をはかる。
建築設備(電気)	1月 50名・10日間	国、地方公共団体、公団、公社、民間建築業界で建築設備を担当する職員を対象に、建築電気設備について必要な専門知識の修得をはかる。
建築施工監理	11月 60名・5日間	国、地方公共団体、公団、公社、民間設計業界で施工監理業務を担当する職員を対象に、建築施工監理(設備工事を除く)に必要な知識・技術の修得をはかる。
建築保全	1月 40名・5日間	国、地方公共団体、公団、公社、民間建築業界で建築保全業務に携わる職員を対象に、建築保全に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。
分譲マンション管理実務	10月 40名・3日間	マンション管理に関する相談業務その他管理業務に携わる職員を対象に、マンションの維持管理、大規模修繕、建替等に関し必要な知識の修得をはかる。
電算利用 -建設分野における身近なパソコン利用-	5月 45名・3日間	建設事業に携わる職員を対象に、建設分野における身近なパソコン利用に関し、必要な最新の知識・情報の修得をはかる。
建設パソコン実習	7月 25名・5日間	パソコンの基礎的操作が可能な職員を対象に、実習により建設事業におけるパソコン利用の知識・技術の修得をはかる。
データベース	10月 40名・3日間	データベース業務に携わる職員を対象に、データベースの構築と活用に関する最近の知識・情報の修得をはかる。
英文契約仕様	4月 30名・4日間	国際業務に携わる職員を対象に、英文契約仕様に関し必要な英文知識の基本的な修得をはかるとともに外国企業への対応力をたかめる。
第1級陸上特殊無線技士	11月 50名・12日間	第1級陸上特殊無線技士の資格を取得するため、郵政大臣が定める実施基準に適合した講習(講義・修了試験)により無線従事者を養成する。
研修企画	9月 30名・3日間	組織における研修を企画する職員を対象に、職員研修の企画に関する基本的知識とその手順の修得をはかる。

研修の問合せ先

財団法人 全国建設研修センター

研修局 〒187 東京都小平市喜平町2-1-2

☎0423(24)5315(代)

平成7年度技術検定試験

種 目	受 験 資 格	試験実施日 (平成7年)	試 験 地	申込受付期間 (平成7年)
一級土木施工管理 技 術 検 定 学 科 試 験	短大卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有する者。 二級土木施工管理技士で所定の実務経験年数を有する者。	7月2日(日)	札幌・釧路・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇	3月17日から3月31日まで
一級土木施工管理 技 術 検 定 実 地 試 験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	10月1日(日)	札幌・釧路・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇	8月18日から8月31日まで
二級土木施工管理 技 術 検 定 学 科・実 地 試 験 (土木・鋼構造物塗装・薬液注入)	学歴により所定の実務経験年数を有する者。	7月16日(日)	上記に同じ 〔但し、種別：鋼構造物塗装・薬液注入については札幌・東京・大阪・福岡〕	3月17日から3月31日まで
一級管工事施工管理 技 術 検 定 学 科 試 験	短大卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有する者。 二級管工事施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による管工事関係の一級技能検定合格者。	9月3日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇	5月17日から5月31日まで
一級管工事施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	12月3日(日)	札幌・東京・名古屋・大阪・福岡	10月20日から11月2日まで
二級管工事施工管理 技 術 検 定 学 科・実 地 試 験	学歴により所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による管工事関係の一級または二級の技能検定合格者。	9月17日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇	5月17日から5月31日まで
一級造園施工管理 技 術 検 定 学 科 試 験	短大卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有する者。 二級造園施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による造園の一級技能検定合格者。	9月3日(日)	札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡	6月1日から6月15日まで
一級造園施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	12月3日(日)	札幌・東京・大阪・福岡	10月20日から11月2日まで
二級造園施工管理 技 術 検 定 学 科・実 地 試 験	学歴により所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による造園の一級または二級の技能検定合格者。	9月17日(日)	札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡	6月1日から6月15日まで
土地区画整理技術者 試 験	学歴により所定の実務経験年数を有する者。 不動産鑑定士及び同士補で所定の実務経験を有する者。	9月3日(日)	東京・大阪	5月17日から5月31日まで
淨化槽設備士 試 験	学歴により所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による管工事関係の一級または二級の技能検定合格者。 建設業法による一級または二級管工事施工管理技術検定合格者。	6月4日(日)	仙台・東京・名古屋・大阪・福岡	4月3日から4月14日まで

平成7年度試験・研修・講習(予定)

種 目	受 験 資 格	試験実施日 (平成7年)	試 験 日	申込受付期間 (平成7年)
土木施工技術者試験 造園施工技術者試験	指定学科の卒業見込者及び卒業者。	12月17日(日)	全国・28箇所	9月14日から 9月29日まで

種 目	受 講 資 格	研修実施日 (平成7年)	研 修 地 (地区)	申込受付期間 (平成7年)
二級土木施工管理 技 術 研 修	学歴により所定の実務経験 年数を有する者。	6月上旬 6月中旬 6月下旬 7月上旬 7月中旬 7月下旬 8月上旬 9月下旬 10月上旬 10月中旬 10月下旬 11月上旬	沖縄・九州・北海道 沖縄・九州・四国・北海道 九州・四国・中国・関東・北海道 九州・四国・中国・関東・北海道 沖縄・九州・中国・中部・ 関東・北海道 沖縄・九州・四国・中国・近畿・ 中部・関東・北海道 中国・近畿・北陸・関東 近畿・中部・北陸・関東 近畿・中部・北陸・関東・東北 近畿・中部・北陸・関東・東北 近畿・中部・関東・東北 近畿・中部・北陸・関東・東北	3月17日から 3月31日まで

種 目	講 習 対 象 者	講習実施日 (平成7年)	講 習 地 (地区)	申込受付期間 (平成7年)
監 理 技 術 者 講 習	監理技術者資格者 証の交付を受けよう とする者 「指定建設業監理 技術者資格者証」 の更新を受けよう とする者 (有効期限が平成 7年6月28日以降 の者)	4月中旬 以降逐次 実施	各都道府県庁所在地及び帯広市並びに旭川市	2月中旬以降 隨時

技術検定試験・研修問合せ先

財団法人 全国建設研修センター

試験業務局 〒100 東京都千代田区永田町1-11-30
サウスヒル永田町ビル5・8F

- 土木施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(土木試験課)
- 二級土木施工管理技術研修(土木研修課)
- 土木施工技術者試験(施工試験課)
- 造園施工技術者試験(施工試験課) ☎ 03(3581)0138(代)
- 管工事施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(管工事試験課)
- 造園施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(造園試験課)
- 土地区画整理技術者試験(区画整理試験課)
- 監理技術者講習(講習課)
- 処化槽設備士試験(管工事試験課) ☎ 03(3581)0847(代)



平成7年10月20日発行◎

編 集 『国づくりと研修』編集小委員会
東京都千代田区平河町2-6-2
ランディック平河町ビル
〒102 TEL 03(3222)9691

発 行 財団法人全国建設研修センター
東京都小平市喜平町2-1-2
〒187 TEL 0423(21)1634

印 刷 株式会社 日誠



国づくりの研修

財団法人 全国建設研修センター